

新修
芦屋市史

続
篇



市街地の移り変わり（昭和40年代と平成22年）



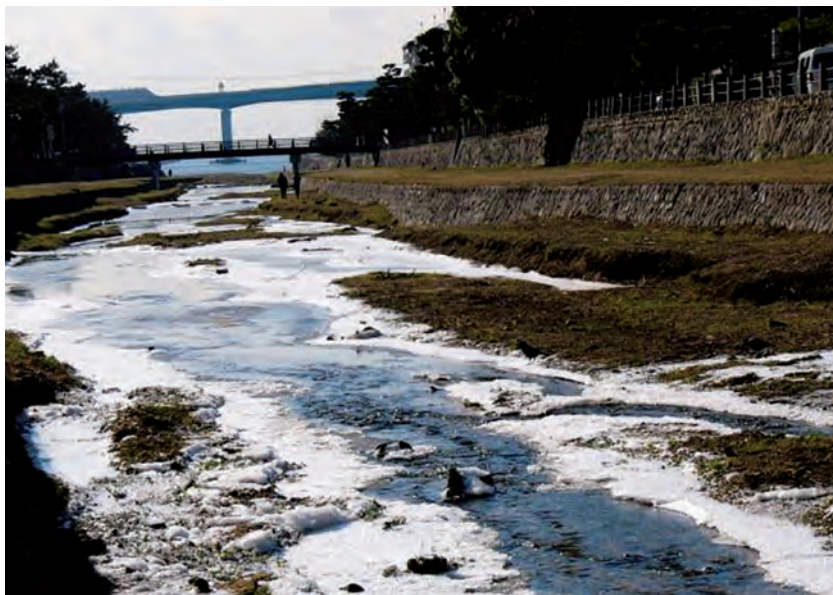
春の芦屋川とさくらまつり



夏のサマーカーニバルとドラゴンボートレース



あしや秋まつりとだんじり



冬の芦屋川と中央公園の梅



忘れてはならない阪神・淡路大震災

発刊にあたって

本市は、昭和十五年十一月、全国一七三番目として「精道村」から「芦屋市」に移行しました。昭和二十六年に芦屋国際文化住宅都市建設法の適用を受け、豊かな自然と交通の便、そして文化的環境に恵まれた「国際文化住宅都市」として着実に発展してまいりました。

本年十一月に市制七十年を迎えることとなり、この機にふさわしい記念事業として、多くの皆様のご支援とご協力により、「新修芦屋市史 続篇」を発刊する運びとなりました。

本書は、昭和四十年から平成十六年まで（一部には本書発刊直近年）までの史料を踏まえ編集いたしました。この時期は、高度経済成長期と二度にわたる石油ショック、そしていわゆるバブル期とその後の不況、好況など目まぐるしい経済、社会情勢の変転、

また、忘れてはならない平成七年の阪神・淡路大震災の被災都市として、市民の皆さまとともに歩んだ本市の歩みを振り返ることは、たいへん意義深いものがあると考えます。

これまでに発刊しております芦屋市史・新修芦屋市史・各資料篇とあわせて、郷土芦屋の理解に役立ち、地方史研究の一助になれば幸いです。

最後になりましたが、本書の発刊にご尽力いただきました編集委員、専門委員の皆様方、その他資料や情報提供など関係各位のご協力に対して厚くお礼申し上げます。

平成二十二年十一月

芦屋市長

山中健

まえがき

昭和十五（一九四〇）年十一月十日、精道村民の多年の願いであった市制が実現した。芦屋市の誕生である。一村が単独で市制を実現したのは希有の例であった。時代は、既に戦争の足音が刻々と大きくなり、昭和十六年十二月には太平洋戦争が勃発した。本市も阪神間諸都市と同様、戦争末期には空襲による被害を受け、旧街区の大半を失った。敗戦。本市の出発は、戦禍からの復興で始まった。昭和二十六年、特別法による「芦屋国際文化住宅都市」の建設を宣言し、以後一貫してこの特別法の精神・構想を受け継ぎ、「住宅」、「文化」を最重要のコンセプトとして住みよいまちの建設を推進してきた。その間、本市を中心とした地域に独自の文化も花開いた。それは、のちに「阪神間モダニズム」と呼ばれることになる、この地域に住む人々のライフスタイルを形成する文化現象であり、住居のあり方、ファッション、アートに至るまで広範囲に及んでいる。このような歴史を経て、平成二十二（二〇一〇）年、本市は市制施行七十年を迎える。

これを記念して平成十七年、市史編纂のことが議され、そのための編集委員会が組織された。それ以来、史・資料の調査・収集、六十数回にわたる編集委員会がもたれ、検討が重ねられた。

本書に先立って、『市史』が存在する。一つは、昭和三十一年に刊行された『芦屋市史』本編であり、一つは、市制施行三十年を記念して、昭和四十六年に刊行された『新修芦屋市史』本篇（以下、旧著）である。旧著は、芦屋地域の古代から昭和四十年代前半に至る歴史を跡づけた大著である。

本書は、旧著の後を受けてほぼ昭和四十年から平成十六年までの四十年の歴史を叙述の対象としている。旧著につづく本書を『新修芦屋市史 続篇』と名付けたのはこのことに基づく。本書の題字も旧著のものをそのまま用いた。

この四十年間で最大の歴史事象は何か。編集委員は一致して「阪神・淡路大震災」をあげた。これまでに阪神・淡路大震災に関しては、実に多くの報告書・調査書・研究書が存在する。それぞれがその時点での状況をふまえた貴重な記録であり、成果である。しかし、大震災から十五年が経過し、復旧・復興の事業もほぼ見通しがついた今、これを事実在即してできる限り正確に「市史」のなかに記録・叙述し、後の人びとに伝えることは、市史の重要な役割の一つであると編集委員会は考えた。

大地震は、それまで積み上げてきた近代都市の歴史と共有財産を一瞬にして破壊し、壊滅させた。しかし、私たちは、そこから立ち上がり、新しい復旧・復興の歴史を紡ぎ始めている。

編集委員会は、震災の叙述を「第零章」―すべての基底にあるもの―として「阪神・淡路大震災 近代都市の壊滅と復旧・復興への苦闘」と題し、本書の冒頭に掲げることにした。

この四十年間に起こった大きな社会的変化の一つは、都市化の波とモータリゼーション、それによる都市公害に起因する住環境の悪化である。特に「国際文化住宅都市」を標榜する本市にとってはその解決は避けて通ることができない問題である。どのように環境改善・景観保全を行ってきたかは、重要な問題である。

もう一つは、少子・高齢化の急速な進展である。その結果、福祉・医療・介護の分野の重要性が浮き彫りになった。

さらに、行財政・産業分野では日本が高度成長から安定成長に入り、産業構造や財政構造にも大きな変化があらわれている。教育の分野でも社会の高齢化に伴って生涯学習の重要性がこの四十年間で増してきている。

それぞれの章で、これらの問題に対して史料やデータに則してできる限り正確にその変化を跡づけ、その特徴を明らかにすることに努めた。

執筆にあたっては、常に市民の目線で、わかりやすく叙述することに努めたつもりである。ただ、分野によっては、専門用語を使わざるを得ないことも多く、その場合でもできる限り解説を加えることにした。

本書が、本市のこの四十年の歩みを知るよすがになれば幸いである。

芦屋市史編集委員会

凡 例

一、本文の構成は、章―節―項（項は一・二ののように番号で示した）とし、さらに小見出し（ゴシック体）を付けて内容をわかりやすく示した。

一、本文の記述は、原則として常用漢字・現代かなづかいを用いた。ただし、引用文・学術用語・固有名詞・人名など旧字体・旧かなづかいを用いた場合がある。

一、地名、社名、役職名など当時のまま用いた場合がある。

一、年号は原則として日本暦年号を用いたが、適宜西暦年号を付記して読者の便を図った。

一、本文中では、原則として、氏名の敬称を省いた。

一、本文中の図表・写真などは各章ごとに通し番号で示した。

例 第一章の場合、1・1、1・2、第二章の場合、2・1、2・2など

一、本文中で使用されている「現在」や「今」は、平成二十年前後の時点を示している。

一、現在では使用されなくなったり、または差別用語として使用が認められない用語や漢字も歴史用語として使用されている場合は、そのまま使用した。

一、出典・資料などは、引用のつど示した。

新修 芦屋市史 続篇

目次

発刊にあたって
まえがき

芦屋市長

山中 健

はじめに 芦屋市のすがた……………一

地勢 地質 気候 人口

第 零 章 阪神・淡路大震災 近代都市の壊滅と復旧・復興への苦闘

第一節 地震の概要および被害と復旧……………二

一 地震の概要……………二

早朝に発生した地震 二〇秒間の大きな揺れ

二 被害と復旧の状況……………三

被害の状況 復旧の状況

第二節 応急対策活動	一五
一 災害対策本部の発足	一五
災害対策本部の設置	一七
災害対策本部の組織	一七
二 災害対策本部の動き	一七
本部会議の対応	一七
執務場所の確保	一七
三 応援の要請・受け入れ	二〇
多面的な人的支援	二〇
四 災害救助法などの適用	二一
災害救助法の適用	二一
激甚災害の指定	二一
その他の法律の施行	二一
第三節 救助・救急および消火活動	二三
一 消防本部の活動	二三
指揮本部の設置、活動状況	二三
職員の参集状況	二三
応援部隊の状況	二三
消防団の活動	二三
二 消火活動	二五
市内の出火状況	二五
消火現場の状況	二五
危険物施設の被害状況	二五
三 救助活動	二六
救助活動の状況	二六
市・警察署・自衛隊合同の救助体制	二六
四 救急活動	二七

救急・救護体制の確立状況 応援救急隊の活動状況 救急・救護活動

第四節

遺体対策活動

一 遺体の捜索・収容

遺体の捜索 遺体安置所の開設 遺体安置所での手続き 身元不明遺体の調査

二 遺体の火葬

火葬場の確保 遺体の搬送

第五節

避難生活の救護活動

一 避難所の開設から閉鎖まで

避難所の開設 避難所の閉鎖へ

二 避難所の管理運営

管理体制 避難所運営の状況

三 避難所の環境改善など

食生活 避難所の環境対策 生活向上対策

四 避難所からの自立

応急仮設住宅へ

第六節

応急住宅対策活動

一 応急仮設住宅

応急仮設住宅の建設 募集方法 入居者決定まで 入居から退出後までの管理

要介護者仮設住宅の建設と運営	
二 市域外の住宅対策	四四
公営や公団住宅などの空家の確保	
第七節 食料品・物資対策活動	四四
一 食料品・物資の調達・供給	四四
直後の状況と物資の輸送 食料・物資の配送 避難していない市民への物資などの支給 避難所への配食	
二 し尿処理対策活動	四六
仮設トイレの設置	
三 防疫環境保全対策活動	四七
震災直後における衛生保持対策 食品衛生への配慮 アスベスト対策	
四 倒壊家屋などの解体・撤去	四八
倒壊家屋の直後の状況 公費解体・撤去の開始 解体・撤去の進捗状況	
第八節 二次災害対策活動	五一
一 建築物応急危険度判定	五一
危険度判定実施の経緯 判定調査実施の広報および結果	
二 宅地応急危険度判定	五三
被災宅地の調査および結果	

三	土砂災害対策	五四
	崩壊箇所の調査と対策	警戒避難の整備体制	市の警戒体制
第九節	さまざまな支援	五六
一	自衛隊の支援	五六
	自衛隊への災害派遣要請	自衛隊の来援	自衛隊による支援状況
			応急復旧活動支援の概要
二	自衛隊以外の支援	五九
	各種団体、民間企業の支援	日本自治体労働組合総連合などの支援	
三	ボランティア支援	六〇
	本市の対応とボランティア委員会の発足	ボランティア委員会の活動	
四	義援金	六二
	義援金の募集体制	本市における義援金の受入状況	募集委員会における義援金の受入状況
第一〇節	災害警備活動	六三
一	芦屋警察署災害警備対策本部の活動	六三
	災害警備本部の設置	発生当初の活動概要	
二	治安対策の確立	六四
	発生当初の治安対策	応援パトカーの運用	のじぎくパトロール隊の活動
第一一節	交通確保および緊急輸送活動	六六
一	道路の被災・啓開と緊急輸送路の確保	六六

地震直後の道路交通の状況 道路啓開作業 阪神高速道路の倒壊に伴う通行禁止措置	
緊急物資輸送路の確保のための通行禁止・制限(第一次交通総量の削減)	
バス優先レーンの指定	
復興物資輸送車両以外の車両の通行禁止・制限(第二次交通総量の削減)	
二 公共交通の被災と復旧	六九
鉄道と代替バスの運行・復旧 市内循環バスの不通と復旧	
三 緊急輸送手段の確保	七〇
車両の確保 ヘリコプターの利用	
第二二節 合同慰霊祭などの実施	七一
一 合同慰霊祭	七一
二 皇室からの被災者お見舞いなど	七二
第二三節 被災者救援活動	七二
一 生活支援対策	七二
罹災証明書の発行 義援金などの支給 災害義援金第二次配分の支給	
災害義援金第二次配分追加分の支給 芦屋市災害弔慰金の支給 芦屋市災害障害見舞金の支給	
二 国民健康保険の減免と国民年金の免除	七五
三 税の減免	七六
国税、県税の減免および徴収猶予	

第一四節	住宅支援対策	七七
一	公的賃貸住宅の早期・大量供給	七七
二	公的賃貸住宅の供給方針	七七
三	住宅再建・修理の支援や芦屋総合住宅相談所の開設	七七
四	芦屋市災害復興住宅特別融資制度の創設と芦屋総合住宅相談所の開設	七七
五	その他の住宅支援制度	七七
六	マンシヨン建替への対応	七七
第二五節	中小企業者への支援対策	七九
一	新たな災害復旧資金融資制度の創設	七九
二	補助制度による助成	七九
第一六節	復興への歩み	八〇
一	震災復興本部の設置	八〇
二	震災復興計画の策定	八〇
第一章	行政のすがた	八九
第一節	財政の変化	八九
一	人口の推移	八九
男女別・年齢別人口比	昼夜間人口比の推移	八九
自然動態の推移	社会動態の推移	八九

町別人口の推移	外国人登録者数の推移	九四
第二節 施策		九四
一 地方自治制度の安定		九四
地方自治制度の安定	総合計画 第一次地方分権改革 三位一体の改革 平成の大合併	
二 基本構想、総合計画		九六
基本構想	第一次総合計画 第二次総合計画 震災復興計画 第三次総合計画	
策定方式と広報の変化		
三 主要な政策		九九
渡辺万太郎市長時代	松永精一郎市長時代	
山中健市長時代	山村康六市長時代	
	北村春江市長時代	
四 広域行政		一〇二
阪神広域行政圏協議会	国際特別都市建設連盟	
	阪神水道企業団	
	丹波少年自然の家	
五 広報		一〇五
「広報あしや」	アシヤニューズレター	
	広報委員会	
	阪神・淡路大震災と広報	
ケーブルテレビ・ホームページ		
第三節 選挙		一〇九
一 市長選挙		一〇九
市長選挙の全般的な傾向	戦後初期の市長	
	一九六〇から八〇年代にかけての市長選挙	

一	一九九〇年代以降の市長選挙	一一
二	市議会議員選挙	一一
市議会議員選挙の全般的傾向	市議会議員当選者の傾向	一一
三	県議会議員選挙、県知事選挙と国政選挙	一一
県知事選挙	県議会議員選挙	一一
衆議院議員選挙	参議院議員選挙	一一
議会	一一
第四節	議会の構成	一一
一	議員定数	一一
議会の構成	議員報酬	一一
二	歴代議長・副議長と会派の構成	一一
歴代議長・副議長	会派の変遷	一一
三	議会での主なできごと	一一
戦後から昭和三十年代まで	昭和四十年代	一一
昭和六十年代から阪神・淡路大震災まで	阪神・淡路大震災と市議会の対応	一一
復興と新たなまちづくり	一一
第五節	組織、市民サービス	一一
一	組織・職員数の変遷、外郭団体	一一
組織の変遷	職員数の変遷	一一
外郭団体	一一
二	行政改革	一一
.....	一一

震災前の取り組み	震災後の取り組み	一四一
三 行政評価	一四一
四 新庁舎の増設	一四三
第六節 財政	一四三
一 自治体の財政	一四三
二 高度成長期の財政	昭和四十から四十九年度	一四五
	この期間の特徴 歳入構造の変化（決算状況） 歳出構造の変化（決算状況）
三 オイルショックから行政改革期の財政	昭和五十から五十九年度	一五一
	この期間の特徴 歳入構造の変化（決算状況） 歳出構造の変化（決算状況）
四 積極予算からバブル経済時代の財政	昭和六十から平成六年度	一五五
	この期間の特徴 歳入構造の変化（決算状況） 歳出構造の変化（決算状況）
五 バブル経済崩壊以降と震災後の財政	平成七から十七年度	一六一
	この期間の特徴 歳入構造の変化（決算状況） 歳出構造の変化（決算状況）
第七節 地区懇談会	一六九
一 地区懇談会時代（震災以前）	一六九
二 まちづくり懇談会としての復活	一七二
第八節 同和行政の移りかわり	一七三
一 同対法（昭和四十四年）時代の同和行政	一七四

二	地対法（昭和五十七年）時代の同和行政	一七五
三	地対財特法（昭和六十二年）時代の同和行政	一七七
四	新しい人権施策へ	一七八
第九節	国際交流	一七九
一	姉妹都市との交流	一七九
	モンテペロ市との交流	その他の都市との姉妹都市協定締結の試み
二	国際交流協会の設立	一八一
	芦屋市国際交流協会	海技大学校との交流
第二章	産業経済の活動	商工業の展開
第一節	市内の経済活動	一八三
一	事業所の特徴と変遷	一八三
	日本経済の動向	事業所の変遷
二	市内の総生産と所得	一九二
	市内の総生産	市内の所得
第二節	総合計画の策定	一九六
一	第一次総合計画（昭和四十六～五十五年度）	一九六
	基本構想	基本計画

二 第二次総合計画（昭和六十一年～平成十三年度）	一九九
基本構想 基本計画	
三 第三次総合計画（平成十三～二十二年度）	二〇二
基本構想 基本計画	
第三節 経済諸団体の活動	二〇三
一 商工会の活動	二〇三
商工会の組織と活動 商工会の財政 商工会館の建設 青年部と女性部の活動	
第四節 商工業の展開	二〇〇
一 市内の就業構造	二〇〇
就業構造の変化	
二 商業の動向	二二二
市内小売業の変化 小売業の動向	
三 駅前再開発事業と市内小売業	二二九
諸商業ビルの完成	
四 市の商工政策	三三二
昭和四十五から五十年 昭和五十一年から五十五年 昭和五十六から六十年	
昭和六十一から平成二年 平成三から七年 平成八から十六年 再開発の評価	

第五節 消費生活 三六

一 市民の消費生活 三六

家計の収入と支出 昭和四十九年 昭和五十九年 平成六年 平成十六年

二 消費者協会の活動 三〇

消費者協会の設立

第三章 まちの安心・安全 自然災害・消防救急・防犯

第一節 豪雨や地震による自然災害事例の多発 三五

一 災害復旧費からみた四十年間（昭和四十～平成十六年）の災害 三五

二 個別災害事例の紹介 三六

昭和四十年豪雨 昭和四十二年豪雨 昭和四十七年六月梅雨前線性集中豪雨

昭和四十七年七月豪雨 昭和四十七年九月台風二〇号 昭和五十年台風六号

昭和五十一年秋雨前線と台風一七号 昭和五十八年台風一〇号 平成元年秋雨前線豪雨

平成二年台風一九号 平成七年阪神・淡路大震災 平成十六年台風二三号

第二節 昭和四十年以降実施された防災対策や備え 四六

一 河川災害対策 四六

芦屋川 宮川 堀切川 高座川 その他の河川

二	山地の土砂災害対策	二五二
	砂防対策 治山対策	
三	山麓部の土砂災害対策と備え	二五七
	土石流危険渓流 山地災害危険地区 急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害警戒区域	
	宅地災害予防	
第三節	防災計画の策定	二六一
一	昭和四十年年度防災計画	二六一
二	地震を経験した平成八年の地域防災計画の改訂	二六二
第四節	消防救急活動の移り変わり	二六四
一	火災の変遷	二六四
二	消防署の変遷・充実	二六八
三	消防団の変遷・課題	二七二
四	救急活動の変遷	二七三
五	広報など、講習会、研修会活動の多様な活動の変遷	二七四
六	消防相互応援協定などによる広域対策	二七五
第五節	犯罪実体の変化	二七七
一	件数と内容の移り変わり	二七七

第四章 住宅都市づくり みどり豊かな都市建設

第一節 郊外住宅地から自立する住宅都市へ

一 新しい生活を提案する住宅都市の開発

芦屋らしさを象徴する郊外住宅地イメージの継承 成長期の開発構想から住宅都市の構想へ

二八一

二 生活文化を創造する住宅都市の環境

快適な生活を実現する住宅都市をめざす総合計画
環境づくりへ 市民とともに住宅都市の質を高める取り組みへ

二八六

第二節 多様な生活文化を創造する住宅地づくり

一 市街地の拡大と山手の開発

住宅地づくりによる市街地形成 山手の住宅開発 山手東部の市街地整備（北部地区）

二九〇

二 山地開発と自然保全

自然のなかの住宅地（奥池開発） 市街化調整区域の住環境保全

二九三

三 海辺の新都市

芦屋浜のまちづくり（芦屋浜シーサイドタウン） 新しい高層居住の提案（高層棟コンペ）

二九七

四 多様な住宅供給

住環境改善への対応（住宅地区改良事業） 市営住宅の供給と役割

三〇六

第三節	居住形式の多様化と市街地の中層化 住宅都市を支える基盤施設の拡充	三二二
住宅都市を支える都市構造と空間計画	三二二
一 都市の骨格形成	三二二
環境構造と道路ネットワーク 市街地環境の保全改善とあわせた道路整備	三二二
生活循環軸の充実に向けて	三二二
二 都市環境の保全と創造のための都市計画	三二七
都市の美観と住宅地環境のための地域地区制（住居系用途地域と高度地区）	三二七
三 都市構造の整備と新しい都市空間の開発	三二九
拠点整備 震災復興による安全な都市空間 都市計画マスタープラン	三二九
第四節 交通	三三四
交通施策	三三四
人とクルマの動きの変遷 主要交通施策	三三四
二 道路交通	三三〇
自動車保有台数 広域幹線道路の整備と自動車交通量 街路の整備 公共駐車場	三三〇
二輪車交通 交通安全	三三〇
三 公共交通	三三八
鉄道	三三八
バス	三三八

第五節	住環境を守り育てる……………	三四二
一	開発指導からまちづくり条例へ……………	三四二
	良好な生活環境をつくる民間開発の誘導 要綱からまちづくり条例へ……………	三四二
	共同住宅と共存する仕組みづくり……………	三四二
二	都市景観の保全・形成と景観まちづくり……………	三四七
	大規模建築物の景観協議 景観まちづくり……………	三四七
三	地区レベルのまちづくり…地区計画……………	三五〇
	共同住宅と共存する 特徴的な生活環境の保全・創造 建築協定から地区計画……………	三五〇
第六節	新たな都市づくりの課題……………	三五六
一	震災復興に学ぶ……………	三五六
	地域に暮らす 持続的変化のまちづくり(若宮地区)……………	三五六
二	住まいまちづくりへ……………	三五九
	まちづくり協議会 地域主体の多様化……………	三五九
第五章	まちのすがた すまいと暮らし……………	三六三
第一節	新しい居住形態の幕開け……………	三六三
一	マンションと企業住宅の形成……………	三六三

邸宅跡地にマンション建設 企業寮と企業社宅	
二 ため池と橋	三六四
ため池の風景 芦屋の橋物語	
三 山へ海へ延びる芦屋	三六六
山と海の開発	
第二節 村の伝統とモダニズムの再発見（昭和五十年代）	三六八
一 伝統行事の再生	三六八
だんじりの復活と「ハワイまつり」	
二 阪神間モダニズムと洋館	三六九
近代建築のその後	
三 御影石の石垣とカイズカイブキの生垣	三七一
御影石の石垣 カイズカイブキの生垣	
四 文学に描かれた芦屋の姿	三七四
村上春樹・谷崎潤一郎など	
第三節 芦屋の顔	三七六
一 山と海のまちの拠点 スーパーマーケット	三七六
いかりスーパーとダイエー 新しい芦屋の顔 二つの川がまちの軸に	

第四節	芦屋川の二つの核 その景観危機からの復興	三七九
一	景観の中心軸・芦屋川 守るべき景観	三七九
二	北の核Ⅱヨドコウ迎賓館（旧山邑邸） 危機の克服	三八〇
三	南の核Ⅱ芦屋仏教会館 環境保全へむけて	三八一
第五節	まちの暮らし 新たな祭りとコミュニティ	三八三
一	新しいまちのコミュニティの形成とコミュニティ・スクール コミスクの活動 先駆的な学校給食 登山コミュニティ	三八三
	コミュニティカレッジ・芦屋川カレッジ	
二	市制五十周年 ケーキの街・芦屋 ケーキの街の形成	三八五
三	旧中心市街地の変容 駅前商店街へ	三八六
四	まちの成熟 道路愛称とバス停	三八七

第六節	芦屋の曲がり角	三八九
一	まちのすがたの変貌	三八九
	マンションブームと新市民 住宅街ビジネスと来街者	
第六章	社会福祉の推進 医療の充実	
第一節	社会福祉行政と実施体制	三九一
一	福祉行政をすすめるための体制整備	三九一
二	在宅福祉の重視	三九二
三	将来を見据えた福祉施策への転換	三九三
四	市民に行き届いたきめの細かい福祉	三九四
第二節	生活保護・低所得者対策	三九六
一	他市にはない生活保護の動き	三九六
二	生活に困窮する市民のための保護行政	三九八
第三節	高齢者福祉	四〇〇
一	本市の高齢者施策	四〇〇
	高齢者の状況 老人福祉への取り組み 在宅福祉サービスの推進 新ゴールドプラン 痴呆性高齢者の対策	

二	介護保険制度が始まる	四〇五
	介護保険法の目的 被保険者および保険財源 介護保険利用状況	
	施設・在宅介護サービス 介護保険制度の見直し 認知症高齢者の実態	
三	阪神・淡路大震災と高齢者の暮らし	四一六
	震災時の高齢者の暮らしと活動体制 震災後の高齢者福祉	
	本市における高齢者虐待防止の取り組み 本市がめざす高齢社会像	
第四節	児童をめぐる福祉行政とその支援	四三二
一	健康で文化的な生活とすこやかな成長を願って	四三二
	母子福祉法と市民福祉年金 「母子福祉法」から「母子及び寡婦福祉法」へ 児童手当制度	四三六
二	母子相談員の誕生と母子・父子相談事業	四三七
三	母子家庭児童支援から母子・父子家庭児童支援へ	四三七
	父子家庭増加と父子福祉金 母子・父子家庭児童の集い	
四	児童虐待の推移と児童虐待防止対策	四三八
	気軽に相談できる窓口を 児童虐待防止と経路別受付処理件数の推移	
五	女性センターから男女共同参画センターへ	四三一
第五節	障がい者（児）福祉	四三三
一	国際障害者年まで	四三三
二	完全参加と平等をめざして	四三四

三	障がい者の住みよいまちづくり	四三六
四	社会福祉構造改革と障がい者福祉	四三八
第六節	国民健康保険と国民年金	四四〇
一	市民の健康を支える医療制度	四四〇
	制度拡充に向けて 国保財政は厳しく	
二	市民の暮らしを支える年金制度	四四五
	厚生・共済者年金と別立てでスタート 基礎年金の実施	
第七節	保健と健康	四四九
一	伝染病との戦い	四五〇
二	まちの清潔と市民の健康	四五一
	まちの清潔 集団検診	
三	総合的な健康管理センターの開設	四五二
四	阪神・淡路大震災時の保健と健康	四五六
	健康づくり対策の取り組み 震災後四年間の取り組み状況(平成八～十一年)	
	ケアハウス「浜風の家」の誕生	
第八節	医療の体制	四六一
一	市立芦屋病院(以下市民病院という)の変遷	四六二
二	医療体制の移りかわり	四六四

戦後の発展と文化形成 総合文化政策と阪神・淡路大震災	
第二節 文化施設の充実	四八八
一 文化施設の開館相次ぐ	四八八
市民文化の育成	
二 市民センター	四八九
ルナ・ホールの開館 阪神・淡路大震災後の復興	
三 新図書館の開館	四九一
新図書館構想 新図書館の開館 阪神・淡路大震災後の復興	
四 谷崎潤一郎記念館	四九四
谷崎潤一郎と記念館建設 市民文化の拠点をめざして	
五 富田碎花旧居	四九六
六 市立美術博物館	四九六
設立の背景と経緯 運営の基本方針 二つの柱Ⅱ小出楯重と「具体」	
阪神間モダニズム文化の再考 芦屋文化と新興写真運動 歴史的考察対象としての芦屋	
子どもと美術をつなぐ試み 芦屋市展	
第三節 文化政策	五〇六
一 総合計画の策定	五〇六
総合計画の策定 第一次総合計画（芦屋市総合計画） 第二次総合計画（芦屋市新総合計画）	
	五〇六

第三次総合計画（第三次芦屋市総合計画）

二 富田碎花賞の制定 五一

富田碎花の詩業

三 国際交流協会の文化活動 五二

地球家族会議 外なる交流の展開 フィリピンとの交流 内なる交流の進展

第四節 文化活動の展開 五六

一 市民文化賞 五六

受賞者数の推移

二 文化のもよおし 五七

市民文化祭 芦屋国際俳句祭

第五節 文化財の調査と保存・活用のあゆみ 五〇

一 文化財の調査活動と保存 五〇

歴史のうねりを証す活動 西国街道と民家・民具の調査

打出春日地区の西国街道沿いまちなみ調査 石造遺品や農具・民具の基本調査

いもり池の植物調査 仕事唄などの芸能調査 文化財や景観の映像記録化

国指定重要文化財の保存と修復

二 埋蔵文化財の保存と活用 五三〇

埋蔵文化財調査の増加と概観 市街地からすがたを現しはじめた古墳や古墓

古代菟原郡中枢地としての葦屋 東六甲の大坂城石切場
阪神・淡路大震災による文化財の被害と埋蔵文化財の復興調査 会下山遺跡の国史跡指定をめざして

第八章 学校教育のあゆみ 多面的な取り組み

第一節 教育行政のあゆみ 五四七

一 国の指導要領と本市の対応 五四七

指導要領の改訂 本市の教育方針とその特色

第二節 施設整備と予算 五五三

一 市立学校園の整備 五五三

新設された学校園 施設の整備

二 教育予算の推移 五五五

昭和四十年年度 昭和四十五年度 昭和五十年年度 昭和五十五年年度

昭和六十年年度 平成元年度 平成五年度 平成十・十五・二十年年度

第三節 学校園の状況 五五八

一 幼稚園 五五八

幼稚園の状況 保育方針と特徴

二 小学校 五六一

学習活動

三	中学校	五六一
	学習活動	
	進路指導と進路	
四	高等学校	五六四
	市立芦屋高等学校	
	県立高等学校	
五	私立中・高等学校	五六七
六	中等教育学校	五六七
七	大学	五六八
	芦屋女子短期大学	
	芦屋大学・芦屋大学大学院	
第四節	特別支援教育	五六九
一	特別支援教育の歴史	五六九
	法制化のあゆみ	
	三田谷治療教育院	
	発達障害教育研究所	
	本市の特別支援教育	
	みどり学級	
	特別支援教育センター	
第五節	同和・人権教育	五七五
一	同和・人権教育のあゆみ	五七五
	学校における同和・人権教育	
第六節	学校問題への対応	五七七
一	青少年の非行問題の多発化	五七七
二	カウンセリングセンター	五七八

三	若屋市生徒指導連絡協議会	五七八
四	適応教室（のびのび学級）	五七九
五	打出教育文化センター	五八〇
第七節	震災時の学校と地域	五八〇
一	避難所としての学校	五八〇
	被害の実状	
二	教育への影響	五八二
	授業の影響への対処	
三	ネットワーク・防災拠点としての学校	五八四
	自主防災組織	
第九章	社会教育の推進 生涯学習の振興	
第一節	社会教育行政の概要	五八七
一	社会教育行政の概況	五八七
	概況 若屋市生涯学習推進基本構想 社会教育関係団体の育成 施設の管理運営	
二	社会教育施設の概要	五九五
	市民センター 図書館 美術博物館 谷崎潤一郎記念館	

富田碎花旧居 体育館・青少年センター 野外活動センター
芦屋ユースホテル

第二節 地域コミュニティの推進

一 コミュニティ・スクール 五九九

コミュニティ・スクール構想 コミュニティ・スクールの誕生

第三節 社会体育の推進

一 スポーツ施設の概要 六〇一

体育館・青少年センター 川西運動場 野球場および芝生広場 市民プール

テニスコート(庭球場) 総合公園

二 市民スポーツ活動 六〇三

市民体育祭 健康週間 ペタンク競技 婦人運動会

生活のなかでひと汗運動 青少年スポーツ大会

三 スポーツ振興施策 六〇六

スポーツ振興計画 スポーツ表彰 指導者養成と派遣 スポーツクラブ21ひょうご

体育協会・レクリエーションスポーツ協会

第四節 青少年育成 六二一

一 育成事業の概要 六二二

青少年育成事業 阪神丹波ふるさと交流事業

二	青少年対策事業	六二四
	勤労青少年対策	
	留守家庭児童対策	
	青少年愛護センター	
	芦屋市中学校区青少年健全育成推進会議（中青健）	
第五節	公開講座	六一九
一	社会教育講座	六一九
	公民館講座	
	芦屋川カレッジ	
	その他の事業	
	学社連携事業	
第一〇章	まちの景観　みどりの保全と整備	
第一節	景観とみどり	六二五
一	景観の特徴	六二五
	自然と地形を基調とした景観	
	芦屋八景の変遷	
	自然の分布の変遷	
	山の景観と開発	
	市街地の景観と開発	
	海岸部の景観と開発	
二	景観を守る制度・計画	六三五
	背景	
	景観に関わる法制度の変遷	
	景観基本計画と景観条例	
	景観地区と緑の保全地区	
	景観をつくる要素	
第二節	公園とみどり	六四二
一	公園・緑地計画の変遷	六四二
	公園緑地政策の変遷	
	高度経済成長期の公園計画	
	震災復興期の公園計画	

南芦屋浜開発期の公園計画	
二 みどりの保全方策と緑の基本計画	六五〇
緑地の現況と評価	緑の基本計画
緑地の推進策	緑化の推進策
風致地区による緑地保全	農地の保全
三 公園・緑地の整備	六五七
公園整備の変遷	都市緑地の指定
公園設置による市民一人あたりの公園・緑地面積の推移	
背山グリーンベルト構想	街路樹と保存樹
一〇万本植樹と緑の保全対策	
四 公園の運営・管理	六六七
公園の運営・管理の変化	芦屋市総合公園と管理運営協議会
第三節 生活とみどり	六六九
一 市民生活とみどり	六六九
第一次芦屋市総合計画とみどり	市民による緑化活動の推進
阪神・淡路大震災復興の進展	震災復興と六甲山系グリーンベルト整備事業
芦屋庭園都市宣言	
二 震災復興のまちづくりと市民参加	六七八
公園づくりワークショップ	災害復興公営住宅とだんだん畑
市民参画の進展	
三 新たな展開をみせる市民活動	六八一
あしやオープンガーデン	持続可能な庭園都市をめざして

第一章 公害と環境 生活環境の創造

第一節 施策のあゆみ

- 一 本市の環境政策の動向 六八三
- 二 環境施策と計画の変遷 六八四

第二節 公害への対策

- 公害安全対策室の設置 公害防止計画 環境計画の立案と環境計画のフォローアップ
芦屋浜の開発と環境アセスメント 芦屋市環境保全率先実行計画 ゴミ減量計画 六九三
 - 一 西宮沖石油コンビナート構想 六九三
 - 二 公害苦情 六九四
 - 三 大気汚染と水質汚濁 六九五
 - 大気汚染 水質汚濁
 - 四 自動車交通公害 六九九
 - 五 公害防止事業としての芦屋市総合公園の整備 七〇二
 - 六 芦屋市環境審議会での環境影響評価の審議 七〇三
- 第三節 ゴミ・循環・エネルギー
- 一 ゴミ 七〇四
- 増大の一途をたどったゴミの発生量 廃棄物処理の近代化と効率化

二	循環・エネルギー	ニュータウン建設が支えた環境施設整備	ゴミ管路収集システム	七〇九
		廃棄物処理法から循環型社会形成推進法に基づく施策へ		
		エネルギーに関係する地域の取り組み・芦屋浜シーサイドタウンの地域暖房・給湯システム		
三	水道の整備			七一一
		本市の水道事業		
四	下水道の整備			七二三
		下水道整備計画	南芦屋浜の高度処理とせせらぎ広場	
五	阪神・淡路大震災と循環系インフラの修復			七二五
		水道の被害状況	応急給水活動	復旧活動
		下水道の被害状況	復旧活動	
		廃棄物処理施設の被害状況	震災廃棄物の処理	震災廃棄物の処分
		生活と環境		七二二
一	生活環境の保全と創造			七二二
		緑ゆたかな美しいまちづくり条例の誕生	まちなか衛生行政の変化	住宅都市の変化
		「パチンコ屋やラブホテルなどをつくらない」ための建築等の規制に関する条例の制定		
二	市民の環境意識の高揚			七二八
		大量生産・大量消費と消費者問題の発生	灘神戸生活協同組合の生活環境を守る活動	
		芦屋市消費者協会の消費者運動	消費者を守る運動から生産者を育てる活動への転換	

三	後世につなげるための新しい生活環境の創造	七三一		
	緑ゆたかな美しいまちづくり条例の全面改正	芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例		
	市民の環境意識と運動	減災教育	環境学習の発展	環境学習や人と自然とのふれあいの推進
第五節	自然と環境保全	七三六		
一	自然の変化	七三六		
	市街地の生物自然	芦屋川河口と造成された芦屋浜の生物自然	山地の生物自然	
二	豊かな水の恵み	七四一		
	芦屋川の特徴	芦屋川の風情	生きものを育む地域の水環境への取り組み	
	海辺の修復	芦屋の伏流水と温泉		

あとがき

各章の担当・執筆者

略年表

はじめに 芦屋市のすがた

地勢

本市は、兵庫県南東部に位置し、市域の東側は西宮市、西側は神戸市に接する。六甲山の山並みに連なる最北端の奥山から、大阪湾に面した最南端の涼風町までの南北の距離は約八・八キロ、市の最東端の大東町から最西端の奥山までの東西の距離は約五・四キロで、面積は昭和四十年代は一六・〇七平方キロであった。芦屋浜の埋め立てにより昭和五十一年には一七・三一平方キロに拡大し、さらに、南芦屋浜の埋め立てにより平成九（一九九七）年には一八・五七平方キロとなった（〇〇・一）。しかし、市街地は約九・六九平方キロの行政区域である。本市の背山を形成する六甲山地が海に迫っているため、沖積地に展開する狭い市街地には阪神間の交通幹線が集中している。

なお、本市の地勢（気候、地質、地形および地形発達史）に関しては、『新修芦屋市史』本篇（昭和四十六年十一月刊）に詳しく述べられているため、本稿では重複を避け、概要を紹介するとともに、本書が担当する昭和四十年以降に新たに判明し、あるいは新たに出現した事実を紹介するに止める。



本市の地勢は、地形図、土地条件図（国土地理院）などにより、次のように整理できる。

(1) 市域南側は、埋め立てによって整地された芦屋浜地区・南芦屋浜地区が人工地形を形成している。

(2) 臨港線（旧防潮堤）から国道四三号までの地域は、芦屋川、宮川、江尻川などによる緩扇状地と氾濫原が展開する。氾濫原には堆積による自然堤防や海岸沿いには砂州などの微高地がみられ、その間には軟弱地盤である後背湿地がみられる。

(3) 阪神電気鉄道株式会社阪神本線（以下阪神本線と略す。）から阪急電鉄株式会社神戸線（以下阪急神戸線と略す。）に挟まれた市街地は、宮川以東では段丘が、以西では芦屋川により形成された扇状地および盛土からなる。

(4) 阪急神戸線以北の市街地は、標高二〇メートル以上の段丘となり、河川沿いは、侵食谷となり谷底低地がみられる。

(5) さらに以北は、丘陵地、山地と分類され、六甲山地に連なる。

地質

本市の地質は、背山を構成している六甲山系の硬い岩盤と山麓から海岸にかけては段丘や低地を構成している地層からできている。岩盤はお多福山にみられる古生層と六甲山を形成する花崗岩^{かこうがん}であり、山地を形成しているほか、平野の堆積地層の基盤となって深く広く横たわっている。阪神・淡路大震災以後に実施された調査結果によると、神戸市東灘区岡本付近では、断層がほとんど垂直に出現し、基盤の花崗岩は地表面下、約二〇〇〇メー

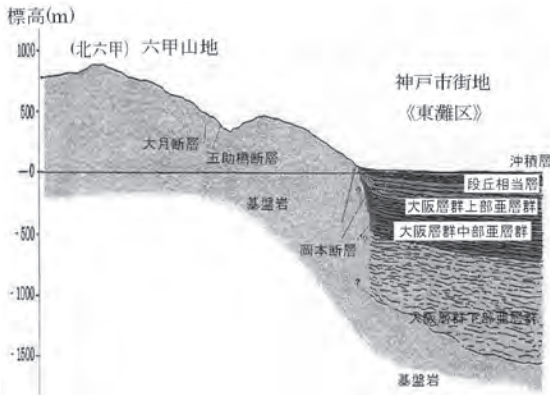
トルに出現することが明らかになっている(00・2)。段丘や低地の地層は、今から二〇〇万年から一五〇万年前に堆積した第四紀層である大阪層群、段丘相当層(かつては洪積層と呼ばれた)および沖積層が現れる。これらは、基盤岩を非常に厚く覆っている。

本市の地質は、大阪西北部の地質図(通産省工業技術院地質調査所、昭和五十七年三月)などにより、次のように整理できる。

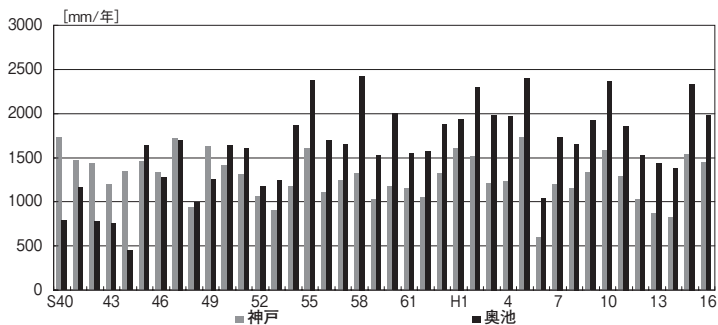
(1) 西日本旅客鉄道株式会社東海道本線(以下略してJ R神戸線という。)以南では沖積層、阪急神戸線周辺は段丘層および大阪層群、六甲山麓にかけては花崗岩が主に分布する。花崗岩は、風化が相当に進行している。

(2) 六甲山地は、約五〇万年前の地殻変動による上昇運動と大阪湾の沈降運動によって形成されたが、これによりせん断破壊面(右横ずれ断層)が出現した。本市内では南から甲陽断層、芦屋断層、五助橋断層などが出現している。

(3) 本市背後の山地部では、花崗岩が風化し、崩壊が多発するとともに、多くの土砂が流出し、沖積面に堆積させた。これら崩壊、浸食作用により、山地では急斜面が現れている。



00-2 反射法地震探査により得られた神戸市東灘区岡本近辺の断面図
(出展) 神戸市・財団法人建設工学研究所：『阪神・淡路大震災と神戸の活断層』55頁



00-3 神戸海洋気象台と奥池観測所の年間降雨量

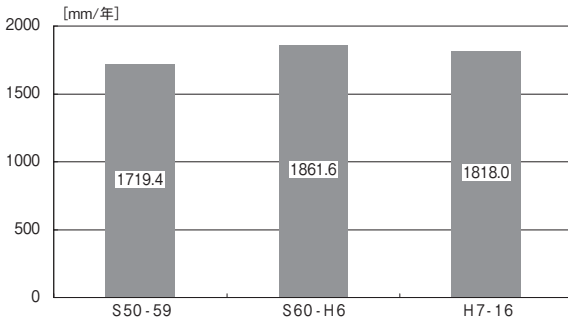
(4) 市内を流れる芦屋川では、土石流による流出土砂のために河床が上昇し、天井川となった。このためJR神戸線は芦屋川の河床の下を通っている。また、河口では、流出土砂による扇状地状三角州を形成し、海岸線を前進させた。しかし、明治以降の治山・砂防工事により流出土砂が減少したため、海岸線は一時、後退したが防潮堤がつけられ、また埋め立てが行なわれたため、海岸線の変化は大きくない。

気候

本市は、瀬戸内海の東端大阪湾に臨み、表六甲に位置するため、気候は瀬戸内海式気候に属し、温暖で比較的降雨量が少なく、わが国でも晴天の多いところである。

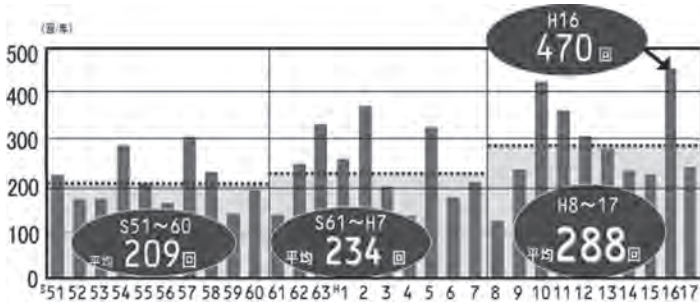
『新修芦屋市史』本篇に記載されている消防本部観測資料などによると、「降水量は、平野部で年間約一二〇〇ミリ、六甲山頂部では約二〇〇〇ミリを超える。山地部では高度を増すがって、雨量が多くなっている。風向きは、市街地では冬に西風が、夏には南西の風が卓越する傾向がある」と報告されている。

本市において長期間連続的に降雨量が観測されている地点は「奥池」観測所である。この観測所は、奥池南町三四・一にあり、標高は四九二・〇メートルである。管理は国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所により行なわれている。県における唯一の気象台である神戸海洋気象台と奥池観測所における昭和四十（一九六五）から



00-4 奥池観測所の年間降雨量の変遷

平成十六（二〇〇四）年までの年間降雨量を00・3に示す。この図をみると、奥池の観測値は神戸のそれよりも大きな値となっている。これは奥池の観測所が六甲山系の標高四九二メートルの高標高に位置するためであろう。この図より得られる昭和四十から平成十六年までの四十年間の年間降雨量の平均値は、神戸が一二四七ミリであり、『新修芦屋市史』本篇の約一二〇〇ミリと同程度もしくは少し大きな値を示している。一方、奥池では昭和四十から五十一年までは冬季における欠測が多いため、欠測の少ない昭和五十二から平成十六年までの二十八年間の年間降雨量の平均値は約一八一二ミリであり、『新修芦屋市史』本篇の六甲山頂部では約二〇〇ミリを超えるとの記述と整合している。わが国の年間降雨量の平均値が一六九〇ミリであることからみると、神戸ではいわゆる瀬戸内海式気候の少雨であるが、奥池ではわが国の平均値よりも多くの雨を経験していることになる。しかし、本市街地では標高は神戸に準

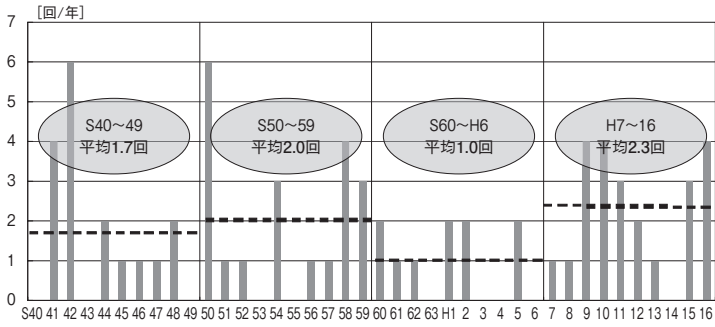


00-5 わが国における最近30年間の時間雨量50mm以上の年間出現頻度
(出典) 国土交通省ホームページ

じており、瀬戸内海式気候といえ、風光明媚で良好な住宅都市の要件を満たしている。

次に、最近の三十年間の年間降雨量の変遷をみると、年によって大小があり、奥池観測所では、その差は約一四〇〇ミリにも達する。このため、十年平均値を求め、その結果を00・4に示した。それによると年間降雨量の変遷は、ほぼ同程度の量であることがわかる。わが国全体の傾向もほぼ同じか、やや減少傾向にあるといわれているが、本市では年間降雨量は年によって違いはあるものの、平均的な値から見るとその変化は大きくはない。

00・5は国土交通省から発表されている近年の三十年間を対象としたわが国での時間雨量五〇ミリ以上の観測値の出現回数の変化を示したものである。この図からは、最近十年間は過去三十年前に比して大きな降雨強度（一時間あたりの降雨量）の出現頻度が多くなっていることがわかる。このことは、ここ十年間は急激な時間雨量の度重なる出現により、洪水や土砂災害が起こりやすくなっている条件下にあることを示している。

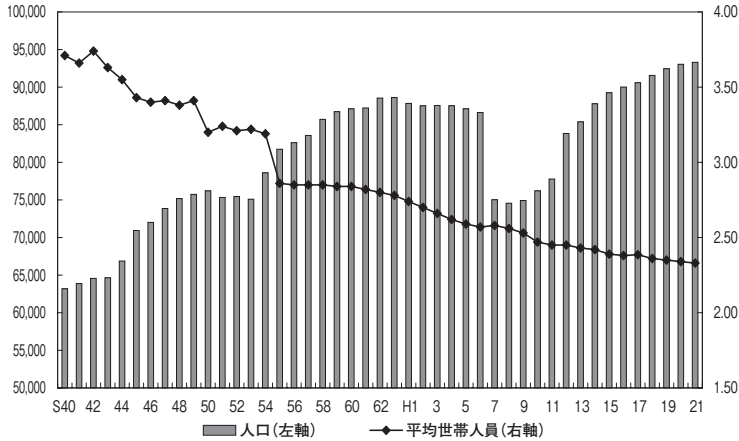


00-6 奥池観測所における時間雨量 30mm 以上の年間出現頻度

このため、本市においても同様の傾向がみられるかどうかを検討した。しかし、奥池観測所ではここ四十年間で、時間雨量五〇ミリ以上は昭和四十二年に二回、昭和五十年に一回、昭和五十八年に二回、平成十年に一回、平成十五年に一回の計七回しか観測されておらず、その傾向が不明なため、時間雨量三〇ミリ以上を対象として最近四十年間における強雨の出現頻度傾向の変遷をみた。その結果を00・6に示す。この図からは、昭和六十から平成六年までの十年間は、00・5に示した全国平均に比して強雨の出現頻度は少なかったが、直近十年間はほかの三十年間に比して大きな値を示し、奥池観測所においても大きな降雨強度が出現する回数が増えていることが伺われる。この状況証拠が、平成二十年七月の神戸市灘区都賀川の局地性集中豪雨による水難事故である。最近では、このように突発的な集中豪雨による洪水や山くずれによる被災が生じやすくなっていることが大きな特徴である。

人口

本市の人口は、昭和十五（一九四〇）年の発足当時四万一九二五人で



00-7 本市の人口と平均世帯人員の推移 (資料)「市統計書」

あった。終戦時の昭和二十年十一月に三万一〇九八人にまで減少したものの、その後全国もしくは県の伸び率よりも高い割合で、本市の人口は堅調に増加を続けた。しかし、一九七〇年代以降人口の伸びは鈍化し、昭和六十三年の八万八六二三人をピークとしてその後減少に転じた。

平成七（一九九五）年におこった阪神・淡路大震災が本市の人口に及ぼした影響はたいへん大きく、平成六から七年までの一年間で一万一〇〇人以上の人口が減少し、平成八年に人口は底を打ち、その後は再び増加に転じた。平成二十一年、本市の人口は九万三三〇五人である（00・7）。

つぎに、平均世帯人員についてみると、時代を問わず減少を続けている。昭和四十年に三・七一人だったのが、昭和五十五年に二・八六人、平成七年に二・五八人、平成二十一年では、平均世帯人員は二・三九人となっている。

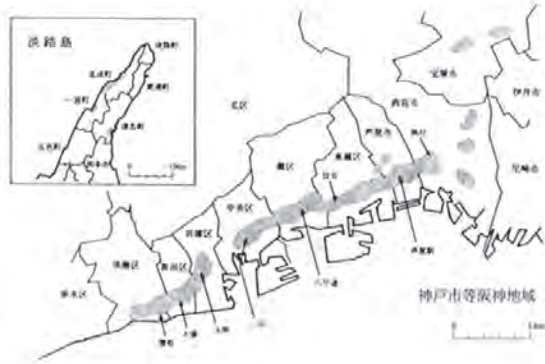
第零章 阪神・淡路大震災 近代都市の壊滅と復旧・復興への苦闘

第一節 地震の概要および被害と復旧

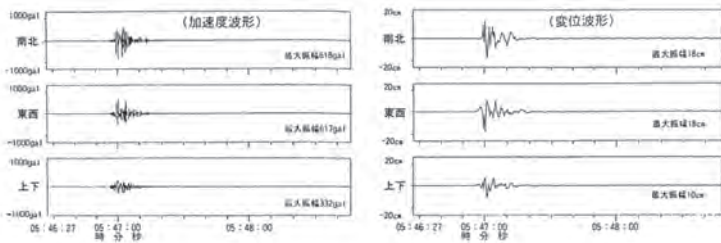
一、地震の概要

早朝に発生した地震 平成七（一九九五）年一月十七日午前五時四六分、淡路島北部（北緯三四度三六分、東経一三五度〇二分）、深さ一六キロを震源とするマグニチュード七・三（当初発表七・二、その後七・三に修正された）の地震が発生した。この地震により、当初、神戸と洲本で震度六、近畿一円で震度四以上を観測するなど、東北から九州の広い範囲にかけて揺れを観測した。

また、気象庁の地震機動観測班による被害状況調査の結果、二月七日になって、本市のＪＲ芦屋駅付近および三条町の一部、山手町の一部を含む、０・１に示す地域が震度七であることが発表された。震度七は、家屋の倒壊が三〇％以上に及び、山くずれ、地割れ、断層



0-1 震度7の分布図（資料）気象庁



0-2 兵庫県南部地震の地震波形
神戸海洋気象台に設置された電磁式強震計の波形（資料）気象庁

などを生じる地震動で、昭和二十四（一九四八）年の福井地震後に新設されたが、初めて適用された事例である。被害状況を調査してから判定する仕組みのため、震度の発表までに時間を要した。

気象庁は、発生直後にこの地震を「平成七年（一九九五年）兵庫県南部地震」と命名したが、政府は、今回の災害の規模が特に大きいことに加え、今後の復旧・復興施策の推進の際に統一的な名称が必要となることが考えられることから、平成七年三月一日政令第四一号により、「阪神・淡路大震災」に改められた。

二〇秒間の大きな揺れ 阪神・淡路大震災の揺れは、さまざまな観測結果から史上最強規模の強震動であったといわれている。

本市から一〇キロあまり南西に位置する神戸海洋気象台に設置されていた電磁式強震計では、0・2に示すとおり南北・東西共に最大変位一八センチ、南北の最大加速度八一八ガルを記録した。この変位および加速度の波形によると、約二〇秒の間、東西・南北・上下の激しい揺れが続いたことになる。

地震発生時には、本市内には地震計がなく、本市内の揺れは記録されていないが、神戸大学の寺島元教授らは、墓石の転倒状況調査から推定される加速度

区 分		被 害	備 考
人的被害	死者	444人	平成14年12月26日時点
	行方不明者	0人	
	負傷者	3,175人	ピーク時(1/19)
	避難者	20,960人	
建物被害	全壊	4,722棟	平成14年12月26日時点 うち住家被害 全壊(焼)3,924棟 半壊(焼)3,572棟 一部損壊 3,959棟
	半壊	4,062棟	
	一部損壊	4,786棟	
	地震火災	13件	
公共土木施設等	道路	m 47,410	市道・国庫補助対象分。
	橋梁	箇所 12	平成9年度でおおむね復旧完了
	河川	箇所 2	平成8年度復旧完了
	海岸施設	箇所 8	平成8年度台風時期までに復旧完了
	公園	箇所 33	国庫補助対象分
ライフライン等被害	水道	約3時間後に全域で停止	平成7年3月31日100%復旧
	下水道管渠	箇所 2,700	平成10年3月31日完了(人孔、管路)
	下水処理場	直後に機能停止	平成7年1月31日から下水処理開始
	電話	回線 9,200	平成7年3月31日倒壊家屋以外復旧、平成8年度未完全復旧
	電気	直後に全域で停電	平成7年1月22日完全復旧
	ガス	直後に全域で停止	平成7年4月10日復旧率99.8%、11日完了
鉄道不通	直後に広域的に不通	JR:4月1日、阪急:6月12日、阪神:6月26日 全線開通	

0-3 被害および復旧状況

(資料)「阪神・淡路大震災における被害状況及び復旧状況の概要について」

が、本市釧谷の芦屋市霊園において少なくとも四五六ガル、三条町の山手墓地で四〇二ガルであったとしている。

二、被害と復旧の状況

被害の状況

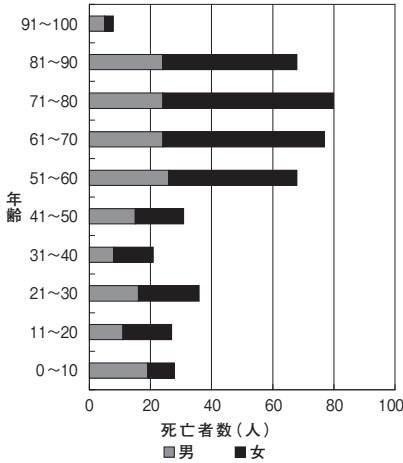
阪神・淡路大震災は、わが国における社会経済的な諸機能が集積する都市を直撃した初めての直下型地震であった。死者は他地域も含めて六四三四人、行方不明三人、負傷者は四万三七九二人に及ぶなど、関東大震災以来の国内最悪の甚大な災害となった。

本市では0・3に示すように、四四四人が亡くなり、三一七五人が負傷した。また、芦屋浜・南芦屋浜地区にみられる地盤の液状化(0・4)による建物の傾きなどを含め、市内の建物の半数以上となる一万五四二棟が全半壊と判定されるなど、まさに壊滅的な被害を受けた。

火災については、地震の発生した一月十七から十九日



0-4 潮見西公園内の液状化



0-5 年齢別死者数
 (資料)「阪神・淡路大震災における被害状況及び復旧状況の概要について」

までの三日間で一三件の火災が発生した。これは世帯数あたりの出火率で見ると、被災地のなかでも最も高い率の市区の一つとなった(神戸市長田区と同等)。そのうち八件が地震発生直後に同時多発した。これに対して、消火栓が断水で使用できなかったこと、倒壊家屋や道路の損壊による通行不能など、厳しい条件の下であるにも関わらず、すべての火災を焼損面積一〇〇〇平方メートルに引き止めることができた。

市内で死亡した四四四人のうち他市市民は一五人であった。一方、他市で死亡した市民は三人であった。死者を年代別、性別で見ると、0・5に示すとおり、五一歳以上、また、女性の死者が多い。町別で見ると、国道二号付近の町の死者が多かった。これは、震度七の帯の分布とおおむね一致している。

打撲と圧死などによる死亡が全体の九七%を占めていた。

復旧の状況 公共土木施設やライフラインの復旧状況を0・3に示す。

第二節 応急対策活動

一 災害対策本部の発足

災害対策本部の設置 午前六時頃から近隣地域に居住している職員が登庁しはじめ、北庁舎地階の警備室に集まった。市内に居住し、すぐに駆けつけることができた後藤助役（当時）は、まだわずかな職員しか登庁できていない段階であったが、登庁途中にみた市内の被害状況から判断し、午前六時三〇分、暫定的に警備室に「芦屋市災害対策本部」を設置し、

- ア 消防部と建設部に対し、人命救助に関する緊急措置を指示
- イ 福岡芦屋市医師会長（当時）に、救護対策のために市役所入りを要請
- ウ 遺体安置所として計画していた市内の寺院の被災状況調査を指示
- エ 応急給水対策のため、市役所近隣に居住する水道部職員の動員、応急給水準備を指示
- オ 救助・救援対策用の重機などの調達を開始
- カ 遺体を納めるひつぎドライアイスの調達を開始

キ 避難住民を避難所へ誘導（市役所近辺）

ク 医師会長との協議により精道小学校に救護所の設置を決め、準備を開始

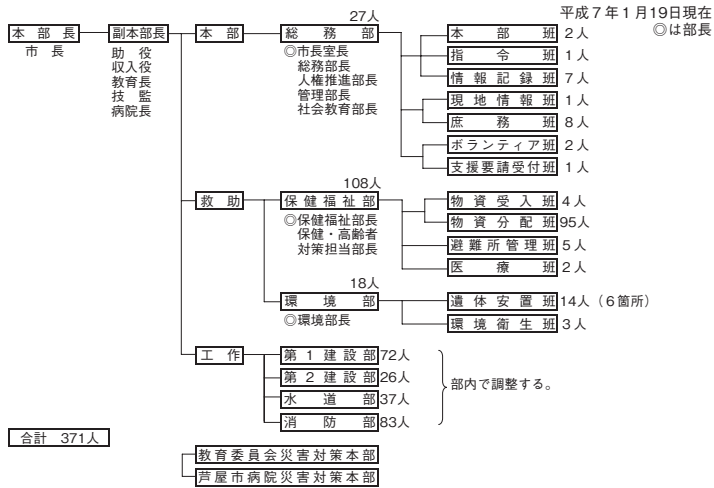
ケ 市内の被害状況、避難所開設状況の調査（途中で市民から救助を懇願され、目的を果たせず）などの対応を行なった。

災害対策本部の設置後、近隣に居住する職員および北村市長（芦屋市災害対策本部長）らが徐々に登庁し、職員が増えた午前九時頃に庁内で最も広い部屋である南庁舎二階の庁議室に災害対策本部室を移動した。

災害対策本部は、「人命救助」、「水・食料等の確保」および「遺体の収容」を最重点に活動を開始した。通信機能は震災直後からこの地域に通話が著しく集中したため、非常に電話がかかりにくい状況になっていた。このため、応急対策活動を行なううえで必要な情報収集は、足に頼らざるを得ず、県庁や地方対策本部がおかれた阪神県民局などとの連絡調整もままならない状況で、他市町へ支援を要請するにも、一か所につながるまでに被災当日は数時間を要した。

災害対策本部の組織

震災直後から、救助・搜索活動や遺体対策をはじめ、最大五五か所を数えた避難所への対応、また、県下をはじめ全国から昼夜の別なく大量に届く救援物資の受け入れ・分配など、これらへの対応に多くの人手を要した。地域防災計画では各部署の災害時における役割が定められていたが、それよりも、登庁した職員をより緊急性、重要性のある部署に機動的に重点配置していった。発災後三日目の一月十九日に、地域防災計画の組織計画をベースに、当面必要な部署に重点配置した組織に修正した（0・6）。その後も活動の



0-6 芦屋市災害対策本部組織表
(出典)『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録'95～'96』

内容や他市町やボランティアの応援などの状況にしたがって、組織の充実を図っていった。

二．災害対策本部の動き

本部会議の対応 震災直後は、災害対策本部構成員は各現場対応に追われ、全員がそろっての本部会議が開催できる状況でなく、当初は、関係者が随時に協議しながら、助役らが陣頭指揮をとり臨機応変に指示を与える状態であった。

本部会議の開催は、震災直後は昼夜にかかわらず随時開かれたが一週間後から震災後一〇〇日目にあたる四月二十七日までは毎日午前八時から開催し、五月は月、水、金曜日に、六から八月までは月、水曜日に、九月から定例庁議とあわせて毎週月曜日、午前九時から開催した。

本部会議の議題は、各部からの報告と当面の課題と

し、急を要する事項を重点に審議した。本部会議および本部室では、被災状況を一日も早く克服し、市民の日常生活の再建と都市基盤の復興を図っていくため、次の内容について、初期においては昼夜の別なく指令、指示、連絡、協議および調整を重ねた。

(1) 震災発生直後対応策（一日目・即時対応）

① 人命救護の対応・体制づくり、② 職員の招集、③ 二次災害の防止（多発火災の延焼防止策、余震対策）、④ 被害状況の情報収集・対応・分析、⑤ 避難所・遺体安置所の開設、⑥ 救援要請（食料、水、重機など）、⑦ 物資の調達・分配、⑧ 関係機関との連絡調整（以下継続実施）

(2) 被災者の生命維持緊急対応策（二日目～一週間・救護、即応支援）

① 避難所・遺体安置所の開設・運営、② 物資の調達・受け入れ・分配、③ 避難勧告、④ 被災医療と救急医療対策、⑤ 緊急情報ネットワークの確保、⑥ 遺体の火葬対策、⑦ 義援金の受付、⑧ ボランティアの受け入れ、⑨ 市民の安否確認に関する照会対応、⑩ 応急仮設住宅建設の調整、⑪ 災害情報の提供（以下継続実施）

(3) 被災者応急対応策（一週間～一か月）

① 応急仮設住宅の建設・入居対応、② 社会基盤施設被災復旧計画検討、③ ライフライン復旧への調整、④ 支援体制の安定継続方策の確保、⑤ ボランティアの受け入れ、⑥ 見舞金などの支給、⑦ 避難所・仮設浴場の運営、⑧ 避難者に対するリフレッシュ事業などの企画・実施、⑨ 倒壊家屋の解体撤去および仮置場の設置、⑩ 市民からの苦情、安否に関する照会対応、⑪ 罹災証明^{りさい}

(4) 具体的復旧体制づくりと被災者へのケア対応策（一～六か月）

① がれきの撤去・家屋被災調査体制づくり、② ボランティア団体との連携、③ 復旧事業の取り組みと震災復興計画の策定、④ 合同慰霊祭の実施、⑤ 倒壊家屋の解体撤去およびその処理、⑥ 援護資金の貸付、⑦ 食料の業者から調達、⑧ 家屋の被災状況調査、⑨ 罹災証明、⑩ 震災関連生活相談、⑪ 避難所・仮設浴場の管理運営

(5) 復興まちづくり対応策（六か月以降）

① 各種生活再建支援施策の検討・実施、② 都市機能の復旧・復興への具体策の検討・実施、③ 災害に強いまちづくりへの検討、④ 仮設住宅の管理・運営、⑤ 震災生活相談（住宅相談、生活相談、法律相談）、⑥ 市税・各種手数料などの減免

執務場所の確保 市庁舎北館は、耐震壁の中心部分に大きな被害を受けたため、平成七年一月十九日の夜から建物全体を閉鎖した。南館の各フロアの廊下、一階の事務室、会議室は避難者でいっぱいになり、執務場所の確保が急務となった。また、市内の各公共施設も、避難所となっていたため、執務場所の確保は仮設事務所の設置および民間の施設の借用などで行なった。

まず、震災後すぐ、北館に入っていた下水道課が打出小槌町の前改善事業課事務所を執務場所とした。そして、二月二十二日に松ノ内町の民間施設であるラリーブ芦屋内に経済課・市民サービスコーナー・都市整備課・都市計画課の仮設事務所を設置し、同月二十四日に若葉町の下水処理場内に建設部・都市計画部の仮設事務所を設置した。三月六日に大原町のラ・モール芦屋に教育委員会の仮設事務所を設置した。また、四月二十六日には

西芦屋町に道路課工事係の仮設事務所を設置した。そして、三月までに市民課、会計課は北館から南館に移転し、南館の環境部総務課は環境サービズ課事務所に移転した。

震災の一時の混乱から落ち着き始めた十二月下旬頃、市民の市役所への来庁の利便性を考えて、経済課を消防署東側の仮設事務所に、若葉町仮設事務所の都市計画部総務課・開発指導課をラirieブ芦屋へ、西芦屋町仮設事務所の道路課工事係を若葉町仮設事務所にそれぞれ執務場所を移転した。

三． 応援の要請・受け入れ

多面的な人的支援

発災直後から、相互応援協定を締結している阪神間各市町へ応援要請を行なうほか、市長をはじめ各職員が、個人的につながるのある市町などに対して、物資などに関する支援要請を行なった。

(平成7年4月1日現在)

事 務	人数(人)
・区画整理および開発事業関係	18
・建築関係(教育施設含む)	15
・廃棄物処理関係	4
・一般事務(財政、税務、福祉等)	14
・ケースワーカー	3
・道路、下水、公園の復旧	18
・仮設住宅事務関係	5
・水道	2
・保健婦	2
合計	57市町 81人

0-8 派遣職員の状況
(出典)『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録'95～'96』

また、支援要請受入班が窓口となり、県災害対策本部(地方課)を通じて人的支援の要請を行なったほか、先方からの自発的な応援申し入れなどにより、多くの市町村より一週間から二か月程度のボランティアでの支援を受けた。事務別の受け入れ状況は0・7に示すとおりである。また、平成七年四月からは、0・8に示すとおり、派遣職員を五七市町から八一人を受け入れた。

(平成7年1月17日～3月31日)

応援事務	団体数	人数
災害対策本部電話対応	5	76
広報活動業務	2	555
罹災証明発行等事務	8	410
義援金等交付事務	16	741
戸籍事務	1	20
避難所管理業務	61	2,990
救援物資受入・配送業務	26	1,558
医療、看護、介護業務	22	356
保育業務	5	125
家屋危険度判定業務	17	233
建物倒壊調査事務	2	141
宅地応急危険度判定業務	1	27
がれき処分等受付業務	3	148
がれき焼却処理業務	31	712
遺体搬送業務	5	24
家屋解体受付事務	6	516
道路被害調査業務	8	526
下水道施設等被害調査業務	54	2,002
下水道施設等応急復旧業務	5	292
水道応急給水業務	101	4,152
水道応急復旧業務	48	5,745
消防業務	18	1,132
公共施設等被害調査事務	3	26
倒壊家屋等固定資産税調査事務	7	80
仮設住宅入居受付等事務	3	32
仮設トイレ収集事務	4	294
遺体火葬業務	8	-
その他の業務	5	108
合計	475	23,021

0-7 応援の受け入れ状況
(出典)『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録'95～'96』

四．災害救助法などの適用

災害救助法の適用 地震発生当日の二三時〇〇分、本市を含む県下一〇市一〇町、大阪府下五市の計二五市町に「災害救助法」が適用された。指定市町は、次のとおりである。

【兵庫県下】神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、明石市、洲本市、三木市、津名郡津名町、淡路町、北淡町、一宮町、東浦町、五色町、三原郡西淡町、緑町、南淡町、三原町

【大阪府下】大阪市、豊中市、池田市、吹田市、箕面市

激甚災害の指定

一月二十五日には、本市を含む県下八市五町、大阪府下一市の計九市五町に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき激甚災害に指定された。

指定市町は、次のとおりである。

【兵庫県下】神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、明石市、津名郡津名町、北淡町、一宮町、東浦町、五色町

【大阪府下】豊中市

その他の法律の施行

その他被災地の復興を支援するために、次の法律（主なもの）が施行された。

○ 二月二十四日 「阪神・淡路大震災復興の基本方針および組織に関する法律」の公布・施行

○ 二月二十六日 「被災市街地復興特別措置法」の公布・施行

○ 三月一日 「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助および助成に関する法律」の公布・施行
施行

「阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法」の公布・施行

第三節 救助・救急および消火活動

一、消防本部の活動

指揮本部の設置、活動状況

消防本部では、午前六時五分に現地指揮本部を設置し、既に救助および消火活動に出場している部隊の掌握および情報の収集に努めた。その後、午前六時三〇分に市役所警備室に災害対策本部が設置されたことに伴い、指揮本部は災害対策本部の指揮下に入り、消防部

として消火、救助、救急活動などの指揮をとった。さらに、消防部で収集した情報をもとに災害対策本部と芦屋警察署間の連絡を図りながら、消防部、建設部、芦屋警察署、自衛隊による救助救出口ローラー作戦の調整を行なった。

職員の参集状況

通信当直指令から全消防職員に緊急連絡網で非常招集を行なったが、電話回線が不通のため非常招集には困難を極めた。職員は、被災者であるにもかかわらず、自発的に参集した。

当直勤務者数は三二人、非常招集六一人(0・9)・病欠などは一人であった。

応援部隊の状況

一月十七日から二月十日にかけて近隣市町消防本部をはじめ東京消防庁、伊東市消防本部、大阪市消防局、別府市消防本部など、一二

時間	参集者数(人)	参集者率(%)
1時間以内	11	39.3
2時間以内	14	56.0
3時間以内	10	67.9
4時間以内	8	77.4
5時間以内	2	79.8
5時間以上(正午)	14	96.4
翌日	2	98.8

0-9 非常招集による参集状況
(出典)『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録'95
～'96』

応援		消防関係機関			
県外		東京消防庁	大阪市消防局	伊東市消防本部	別府市消防本部
阪神地区	消防本部	尼崎市消防局 三田市消防本部 氷上郡広域行政	伊丹市消防局 多紀郡広域行政(事)	宝塚市消防本部 消防本部	川西市消防本部 消防本部 猪名川町消防本部
	消防団	尼崎市消防団 三田市消防団	伊丹市消防団 猪名川町消防団	宝塚市消防団	川西市消防団

0-10 応援を受けた都市および消防本部
 (出典)『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録'95～'96』

消防本部および六消防団から、のべ車両二二七台、人員一三二二人の応援を受けた(0・10)。

消防団の活動

本市の消防団は、一消防団、四分団、定数一二四人(実員一一八人)で組織されていた。地震発生後、消防団員は各分団詰所に自主的に集集し、ただちに火災出動・人命救出など現場活動に従事した。震災当日の参集状況は、一一八人中九一人が参集し、出動率七七・一%であった。火災防衛活動については、震災当日だけで九件の火災が発生し、一四棟が焼損、地域的には市街地全域に及び、特に老朽木造家屋の密集した地域の火災防衛に従事した。救出活動は、二から三名一組の隊編成により、火災防衛活動と並行して実施した。

一月十八日以降一月二十一日までの間は、主に救助救出活動(ローラー作戦)に従事し、一月二十二日からは、人命検索、要救助者情報収集、家屋被害調査応援業務、火災警戒パトロールなどにあたった。二月十一日からは各消防団詰所で待機し、市災害対策本部の要請に応じて、がれき処理応援、警戒警備業務などにあたり、二月二十六日をもって消防団としての震災業務を終えるまでに、車両のべ一二四台、人員のべ一三三八人が従事した。

二、消火活動

市内の出火状況 出火状況は、地震発生後一時間以内に建物火災が七件、震災当日では九件発生した。木造建物三件で焼損のべ面積二二五平方メートル、準耐火建物一件で焼損のべ面積三七平方メートル、耐火建物五件で焼損のべ面積二七〇〇平方メートル、合計二九五二平方メートルを焼損し、死者五人、負傷者一人を出した。

翌十八日には、建物火災が二件発生し、木造建物一件で焼損のべ面積二八二平方メートル、耐火建物一件で焼損のべ面積一平方メートルを焼損した。十九日には建物火災が二件発生し、木造建物二件で焼損のべ面積四一〇平方メートルを焼損した。なお、最大消火活動時間は、耐火建築物で、のべ一七時間四二分の活動であった（〇・一七）。

本市では、十九日までの三日間に発生した火災を地震に直接起因した火災として取り扱っている。出火原因については、ストーブ一件、電気機器一件、電灯・電話などの配線一件、その他一件、不明九件である。

消火現場の状況 出火した木造建物は地震により倒壊し、耐火建物は一階部分が座屈し、その救助救出活動と並行しながらの消火活動であった。消防水利については、水道配管の損傷のため全市域で断水となり、河川、防火水槽、井戸、



0-11 前田町火災跡

プール、採水口付受水槽など使用できるものはすべて使用し、補水については河川から五〇〇メートルにも及ぶホース延長を行なった火災現場もあった。

震災直後に木造建物密集地域で二件の火災が発生したが、延焼拡大に至らなかったことは、建物が倒壊して延焼速度が緩やかであったこと、気象状況としては風速が毎秒一から二メートルと穏やかであったこと、敷地、道路などが防火帯的な役割を果たしたなど地形的にも恵まれていたこと、近隣住民の消火協力があつたことが、被害を最小限に止めたと考えられる。

危険物施設の被害状況 市内の危険物施設の総数は七七事業所で八五施設あり、第四類（ガソリン等）の貯蔵取扱数量は一四八万五一八二リットルである。被害状況は、防火塀、地盤面の亀裂がほとんどであり、設備については露出配管、通気管の損傷で、危険物の漏れはなかった。

三、救助活動

救助活動の状況 一月十七日から五日間で一三〇人を救助した（生存六六人、死亡六四人）。救助活動のうち消防関係機関は、本市のべ四九隊二八三人、応援隊一二市のべ七四隊四二〇人があたり、そのほかにも市建設部関係者・自衛隊・警察関係者と合同で救助活動にあつた。また、倒壊家屋からの救出に際しては、主にエンジンカッター・チェーンソー・削岩機などの資機材で救助にあつたが、大規模倒壊建物および耐火建築物崩壊建物などでは重機も必要であつた。

地域近隣住民による救出については、十七日の八時すぎから、消防本部保管のノコギリ、スコップ、ポール、つるはし、ロープなどを、救助を求めてきた住民へ貸し出し、多くの市民が自ら救出にあたった。

市・警察署・自衛隊合同の救助体制 発災直後、第二節一の災害対策本部の発足で述べたように、後藤助役から消防部と建設部に対して人命救助に関する緊急処置が指示された。消防本部前に現地災害対策本部を設置し、救助の要請に来庁する被災者の受付を行ない、合同の人命救助活動を開始した。

一月十八日午後四時頃、今後の救助救出活動および要請情報の一元化を図るため、市災害対策本部（消防部、建設部）、警察署、自衛隊との合同連絡調整会議を開催し、今後警察署の指揮、統制のもとに救助・救出活動にあたることを決定し、十九から二十一日までの三日間、合同体制をもって救助・救出活動にあたるとともに、全域ローラー作戦を展開した。

四． 救急活動

救急・救護体制の確立状況 発災とともに、当直勤務員二人で常時三隊の救急隊が稼働できる体制をとったが、現実的には、救助活動に重点をおいたため、発災当初は、救急隊一隊で対応した。その後、暫時出勤してきた職員で隊編成し、さらに、救護所および市民病院へ救急救命士などを配置し、救急・救護体制の確立を図った。

応援救急隊の活動状況 救急隊の応援は、発災の一月十七日から二月十日まで九市町消防本部のべ六九隊の

応援を受けた。救急活動を円滑にするため、各応援救急隊に本市職員を同乗させ、活動に従事した。

救急・救護活動

発災後、七時三〇分に、精道小学校に「応急救護所」を開設した。救護所には、芦屋市医

師会会長をはじめ市内の開業医が詰め、市内に居住の医師や看護婦も応援に駆けつけてくれた。救護所に救急救命士一人を配置し、応急救護にあたるとともに、救護所医師、救急隊間の連絡調整にあたった。また、救急隊と一次収容病院とした市民病院との連絡調整のため、一月十七から十九日まで救急係長を市民病院へ派遣し、消防本部通信指令室と市民病院間の連絡連携にあたった。

市民病院からの重篤者転院搬送については、病院相互間の連絡と、大阪市消防局救急隊の情報提供により、大阪域病院への搬送に主力をおいて実施した。また、三田市救急隊からも情報協力を得て、三田市医療機関とも連携して実施した。

救急要請のなかで意外と多かったのが、透析患者からの要請、照会であった。近隣の人工透析病院が損壊、閉鎖されたなかで、十七日昼頃から、医師および人工透析患者からの病院紹介の問い合わせが殺到した。急きよ、人工透析病院の確保にあたり、十八日午後から、大阪厚生年金病院に向けて定時的患者搬送業務にあたった。

第四節 遺体対策活動

一．遺体の搜索・収容

遺体の搜索 救出要請などの情報を芦屋警察署に集約し、芦屋市災害対策本部、自衛隊、民間建設業者も含め、指揮・統制を芦屋警察署災害警備対策本部に一元化した。合同で救出班を編成し、救出（掘り起こし）作業を行なった。救出作業の結果、生存者はただちに病院などに収容し、既に死亡している人については、現場において遺族、近隣の人による第一次的身元確認を行なった後、芦屋警察署災害警備対策本部に報告した。

搬送命令を受けた遺体搬送班（芦屋警察署）は、現場で遺体と遺族等に乗せて、その時点で受け入れ可能な遺体安置所に搬送した。

遺体安置所の開設 地域防災計画に定めていた遺体安置所（寺院）は、すべて被災して使用できなくなっていたため急きよ、青少年センターを充てることとした。そうする間にも、市内の公共施設には、付近で発見された遺体が仮安置されるところもでてきた。

青少年センターは開設直後から続々と遺体が搬送され、すぐに新たな遺体安置所が必要となった。遺体安置所に適した公共施設には既に被災者が避難しており、やむを得ず避難所と同居させるなどして、当日だけで五か所の遺体安置所を開設した。また、行方不明者の搜索、遺体の確認などのために遺体安置所を訪れる親族のため、

大きな遺体安置所には受付を設置するとともに、収容遺体の氏名、住所などを張り出した。

遺体安置所での手続き

(1) 遺体受け入れ 遺体搬送班から遺体・遺族および現場での第一次的身元確認などの結果（メモ）を引き継ぎ、遺族等から事情聴取し、所定の位置に遺体を安置した。

(2) 検視 安置された遺体の写真撮影、検視を実施し、事件性の有無を判断するとともに、遺族等に遺体の身元の最終確認を行ない、必要書類を作成した。検死を行なう医師については、警察嘱託医師である伊藤病院の医師が救護活動に従事していたため検視を要請できず、また、警察嘱託医のみで対応できる状況ではなかったため、市災害対策本部に入っていた市医師会会長や芦屋警察署にボランティア協力を申し出た医師に要請した。

(3) 納棺 検死を終えた遺体を処置した後、遺体を納棺し、ドライアイスを詰め、腐敗防止の措置をとった。

(4) 死体検案書の交付 医師の作成した死体検案書に検視官が副署し、原紙を遺族に交付、コピーを警察が保管した。

(5) 遺族に対する説明 遺体を遺族へ引き渡した後、死亡届の提出、火葬・埋葬許可書の申請、火葬段取りなどについて、遺族に説明した。

身元不明遺体の調査 地震の発生が早朝であったため、大部分の死亡者は自宅で就寝中などに亡くなっており、身元確認は比較的容易であった。しかし、三体の身元不明遺体も存在したので、兵庫県警察災害警備対策本

部が尼崎市内の円徳寺に設置した阪神方面身元不明死体収容所に遺体を搬送し、身元確認のための捜査を依頼するとともに、芦屋警察署においても捜査を実施し、遺体の身元の割出しに努めた。

二、遺体の火葬

火葬場の確保 本市の火葬場は被災（全壊）により火葬場が使用できない状況になったため、火葬はすべて他市町村に依頼しなければならなかった。震災当日の死亡者が三八八人という状況であったので、一月十九日頃から県内、大阪府、京都府などからの協力の申し出もあり、死亡届のあった順番に、それぞれの火葬場に問い合わせのうえ、火葬した。

遺体の搬送 遺体の搬送は、霊きゆう車、自衛隊ヘリコプター、自衛隊トラック、救急車、公用車により対応した。

遺体収容所が数か所であったこと、遺族の立会いなどで出発までに相当の時間を要した。以後も道路の陥没などの状況により、交通渋滞などさまざまな悪条件のため、火葬場までの搬送に予測した以上の時間を要した。なお、自衛隊に搬送支援を要請した場合、民間人の同乗は認められないので、遺族等は各自で火葬場に行かざるを得なかった。

第五節 避難生活の救護活動

一 避難所の開設から閉鎖まで

避難所の開設

本震および引き続き発生する余震の恐怖から市民は避難所へ続々と避難した。なかでも、神戸市東部のガス貯蔵タンクでは爆発の危険があり、付近住民に緊急避難命令が出された際に、多くの神戸市民が市役所および周辺の避難所へ避難した。

避難者は、ピーク時の一月十九日には五二か所、二万九六〇人となった。一月二十一日には精道小学校で、一施設の避難者数としては市内最大の二二三〇人を記録した(0・12)。避難所数としては一月二十四日の五五か所(避難者数は一万六一三四人)がピークであった。

本市の地域防災計画では、市内の学校や公共施設二一か所(避難者収容者数二九五〇人)を避難所として指定していたが、大規模な震災のため、被害の軽微な市役所、民間のマンションのロビーや企業の従業員寮、私営を含めた保育所建物などへ被災者が助けを求め、そのまま避難所となったところが多く、指定避難所を大きく上回った。また、避難所に入りきれないこと、避難所生活になじめないことなどの理由で、公園や空地に張ったテントや自動車の車内で避難生活を送る被災者も多かった(0・13)。なお、指定避難所二一か所のうち、山間部の比較的被害の少なかった地域の三施設(芦屋ユースホテル、市立芦屋高校、芦屋大学附属中・高等学校)は



0-13 津知公園テント村内部



0-12 精道小学校体育館の避難所

開設しなかった。

避難所の閉鎖へ 避難者も震災後一〇日間で半分以下に、ガス、水道の復旧などに伴い一か月後にはおよそ四分の一に、仮設住宅の建設や自宅の修繕が進むにつれ、四月はじめにはピーク時の一割に減少していった。また、水道、ガスの復旧の進捗に伴い、自宅での食事が可能になったことにより、避難所以外で給食していた市民へは、四月一日からは特別の事情がある場合を除き給食を停止した。

避難者が減少してきたこととともに、民間施設などの避難所では避難所の長期化により業務に支障が出始めたので、四月十四日付で一二か所の避難所に対し、近くの五か所の公共施設避難所へ移転してもらう第一次避難所集約を実施した。

応急仮設住宅への引っ越しにより避難者が減少したため、五月十八日付で市民センターと市立体育館に移転してもらう第二次の避難所集約を実施した。

避難者は五月末には一〇〇人を下回り、避難所の解消に向けて、避難所にいる神戸市民の処遇のため、六月二日に神戸市と対応策を協議した。六月七日には、避難所も市民センターの一か所、避難者も五五人となっていたため、災害対策本部は全避難所の閉鎖を決定し、避難者の協力を得て、六月十八日にすべての避難

所を閉鎖した。

二、避難所の管理運営

管理体制

早朝での大災害で、交通機関の不通や職員の多くも被災したことから避難所開設にあたっては、職員を派遣することができず、ごく一部の避難所を除き、各施設の管理者やボランティアに避難所の管理運営を全面閉鎖までの長期間にわたって協力を得た。避難所の運営は、県下の市町をはじめ全国の自治体職員や自発的に応援してもらったボランティア、また、大阪府社会福祉協議会から全国に呼びかけて結成されたボランティアの協力と活躍が大きき力となった。

また、これまでの地域防災計画ではこれほどの大地震と災害を想定しておらず、避難所に職員を配置することとしていた部署については、ほかの業務に忙殺され避難所の運営・管理もままならなかった。そのため、二月七日には、震災復興本部の設置とあわせて、災害対策本部組織の見直しを行ない、「避難所管理班」を新たに編成し、その任務は人権推進部（当時）と教育委員会管理部および社会教育部で行なうこととなった。

三月半ばには他都市からの応援職員、四月半ばには大阪市社会福祉協議会呼びかけの全国規模ボランティアの引きあげがあり、避難所の運営も困難な時もあったが、避難者の自治組織により運営していった。

避難所運営の状況

(1) 運営主体 避難所の管理運営は、すべての避難所に市職員を派遣できなかったため、学校長・教頭をは

じめ教員やPTA、コミュニティ・スクール（以下コミスクという）の人たちや、ボランティアの手に負うところなど、さまざまであった。特に、PTAやコミスクは、学校の避難所で避難者名簿の作成、炊き出しの世話など運営全般について、震災直後から積極的に活動してきた。職員が多い公共施設避難所は、職員がすべて世話をする傾向があったため、早期に自治組織ができなかった。自治組織ができて、仮設住宅への入居や自宅の修繕などにより、活躍していたリーダーが避難所を退所していくため、組織は常に良い状態を維持するのは難しい状況であった。

(2) 避難者数の把握 名簿を作成するなどして、できるだけ避難者数の実数の把握に努めたが、①避難所の避難者の出入りが激しく実数の把握が困難、②ライフラインの復旧ができていないため自宅で炊事ができない世帯に避難所を通じて配食したため、配食数が避難人員を上回る場合があった。

(3) 避難所と本部との連絡 震災当日も通常の電話で連絡を取りあったが、かかりにくい状況であった。N T T が避難所に順次（災害時）特設公衆電話を設置、また、避難所管理体制ができた二月八日以降、災害対策本部避難所管理班の担当者および避難所施設の電話利用が不便なところについては「携帯電話」を配備した。

(4) 避難所の高齢者などへの対応 高齢者で避難所での生活が困難な人には、施設で緊急的に保護してもらうことにした。高齢者向け避難所の開設の準備を行なったが、応急仮設住宅の供給が見込めるようになり、高齢者もそれまでの間は現状を望んだため、開設はしなかった。

寝たきり状態の人など介護の必要な人については、福祉施設へ（避難という形態で）できるだけ移ってもらう



0-14 廊下に貼られた伝言を見る人
(精道小学校)

ことにした。聴覚障がい者の一部の人が、「手話通訳」ができる職員のいる避難所へ避難し、その後、口コミにより市内の避難所から聴覚障がい者が集まってきた。当初は戸惑っていたものの、福祉事務所からの手話ボランティアが説明指導したことや、ほかの避難者の気配りで、障がい者への対応は十分にできた。

(5) 避難所での広報 食事の配送時、本部の広報班が発行の「市広報災害情報」を各避難所に届けた。また、必要情報についても同様の方法をとった。各避難所については、必要に応じて、掲示または手渡しをした(0・14)。

(6) 避難所での物資確保の状況 発災当日の物資の確保について

は、本部の物資調達班が調達できた物資を、避難所ごとに区分し配送を行なったが、避難所の数が把握できておらず、数量的に不足していた。配給できたのは、当日の遅い夕食からで、量的には一人あたり「おにぎり半分」程度であった。その後は、他地域からの救援物資などにより、徐々に安定的な供給がなされるようになった。

飲料水については、物資調達班からポリタンクで配達したほか、ボランティアが給水車までもらいに行った。その後は、給水タンクを設置するなどの対策をとった。

(7) 炊き出し 給食業者により給食の補食として豚汁、スープ、シチュー、うどんなどの温食の炊き出し



0-15 ボランティアによる炊き出し配食
(市民センター)

「調理済み配食」(四～五月)を行なった。避難所によつては、0・15に示すように、早い時期より各市からの数多くのボランティアにより炊き出しを行なつていたところもあるが、災害対策本部としては食中毒事故防止のため、実施しなかつた。

冷凍庫・冷蔵庫の無償提供分(四〇〇リットルを数か所)は配備したが、本格的な炊き出しには大規模な厨房設備が必要のため、腐敗しやすい食材を保存することに利用した。

三、避難所の環境改善など

避難生活の長期化などのため、避難所の生活の場としての環境改善を図る必要が日ごと高まり、次のような措置を講じて、避難所の環境改善などを行なった。

食生活

震災直後からは兵庫県内市町・奈良県各市町村・京都市ほか多数の団体から救援物資のおにぎり、パン、弁当などを主として配食していたが、二月五日以降は市が調達し配食することとした。朝食二〇〇円、昼食二五〇円、夕食四〇〇円、の一日八五〇円で賄った。しかし、食中毒を防ぐため、ご飯は強制冷却するなどしていたので、避難者からはあまり評判は良くなかつたようであるが、温かい食事と野菜が欲しいという強い要望があり、二十二日からカット野菜(サラダ)を追加することとした。

二月二十七日からレトルト食品一品一五〇円を追加し、一日一〇〇〇円に、三月に入って一人一日一二〇〇円となった。温かい食事や根菜類などの副食を配食することが可能となり、避難者から喜ばれた。その他、団体および個人のボランティアによる「炊き出し」支援が行なわれ、避難者の体も心も温まった。

避難所の環境対策

プライバシー保護の一環として間仕切りや更衣室に利用できる紙製のパネルを二月二十三日に市立体育館と市民センターに、三月三日には各集会所、上宮川文化センター、保健センター、女性センターおよび図書館の一四か所一四〇〇世帯分五六〇〇枚を配布した。寒さ対策として、救援物資の畳や断熱マット、カーベットを配布したほか、高齢者や病弱者向けに電気毛布を配布した。

生活上対策

避難所の生活上対策としてテレビ、電子レンジ、オーブントースター、電気ポット、掃除機、洗濯機、乾燥機などの電気機器の導入を行なった。なお、その導入にあたっては電気容量とコンセント増設工事も八か所の避難所で行なった。

また、避難者の切実な願いとして、風呂・シャワーを使いたいということがあった。市内公衆浴場は壊滅し、水道およびガスの供給が止まっていたため、精道小学校校庭では自衛隊により仮設浴場がつくられ、一月二十七日から呉川町の温泉の湯を運ぶなどのほか、市内のほかの箇所についても仮設浴場を順次整えていった。また、大阪ガス株式会社ほかいろいろな団体の協力でお風呂に入ることができた。そのほか、四月七日から一週間にわたって寝具、毛布の乾燥を業者委託により実施したほか、使用済みの毛布についてはリサイクルも行なった。

四・避難所からの自立

応急仮設住宅へ 避難者は、避難直後放心状態の人が多かったが、しだいに落ち着きをみせはじめ、自立心が出てくると、昼間に避難所にいる人は、日ごとに少なくなってきた。三月十六日には、県が避難所の解消措置として避難所にいる人の応急仮設住宅への優先入居を決定し、これに基づき入居も進行了たので、避難者の数も徐々に減少していった。四月十六日には、避難者の仮設住宅申し込み状況を名簿に基づき調査したほか、五月以後の見通しの不確定な人について、避難所の代表者から避難者に確認してもらうなど、避難者個々の状況把握に努めた。さらに、五月下旬には、避難所から出られる見通しが不明確な人については、避難所管理班において直接避難者に意向を聞くなかで、今後の方策についての相談を行なった。また、自宅に戻る予定の人も、ライフラインの復旧や自宅の補修が進むにつれ徐々に避難所を出たので、全面閉鎖するに至った。

第六節 応急住宅対策活動

一・応急仮設住宅

応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の供給は、地域防災計画では県知事の委任により市の役割となっていた

が、このたびの震災では、全体で膨大な量の応急仮設住宅が必要になることが見込まれたことから、県が一括して建設を行なうことになり、市は、用地の確保と管理が役割となった。

地域防災計画の建設予定地では、全く不足していたため市の公園、未利用地や県・国の機関からも用地の提供を受け、さらに小中学校、高校のグラウンドを含む敷地内にもやむなく建設した。また、民間の用地も提供してもらった。建設用地が決定しても、プレハブメーカーにより住宅の形状が異なるため、配置計画の見直しが必要となったことや、芦屋浜地区では液状化のため地盤改良が必要になるなど、スムーズには運ばなかった。

応急仮設住宅は、0・16に示すように一月二十二日を皮切りに四月上旬までに二九一四戸となった。このうち一四戸は、宮城県から寄贈を受けた要介護者仮設住宅である。

募集方法 市内一円を一括募集受付とした。一世帯につき、仮設住宅申し込みを一申請とし、被災時に同じ住宅に住んでいる場合は申し出に応じて別世帯とした。情報管理はパソコンに入力し、同一番地・同一姓のチェックを行なった。また、抽選用の本人控えは、申込書の下欄を切り取って使用した。応急仮設住宅が建ち上がって本格的に入居が始まったのが四月であり、この間、ほかに住宅を確保できた避難者については失格（無効）処理を行なった。

一次公募中に国から社会的弱者を優先入居させるようにとの指導があつたので、抽選時にそのように抽選方法を変更する旨表示した。抽選は公開抽選とし、その場で当選者番号を掲示し、あわせて各避難所にも掲示した。

第六節 応急住宅対策活動

	No.	仮設住宅計画ほか	場所(住居表示)	戸数	着工年月日	完了年月日	引渡し年月日
1次	1	緑(県公社用地)	緑町6番1号	40	平成7年1月22日	平成7年2月4日	平成7年2月7日
	1次建設 小計				40		
	2	中央公園	若葉町1番4号	203	平成7年1月27日	平成7年2月27日	平成7年3月4日
2次	3	スポーツセンター建設用地	高浜町10番1号	654	平成7年1月29日	平成7年2月28日	平成7年3月13日、27日
	2次建設 小計				857		
3次	4	川西グラウンド	川西町14番17号	99	平成7年3月3日	平成7年3月27日	平成7年4月5日
	5	中央公園野球場	若葉町1番1号	159	平成7年2月15日	〃	平成7年4月10日
	6	海浜公園駐車場	浜風町30番1号	33	平成7年2月22日	平成7年3月22日	〃
	7	潮見(県公社用地)	潮見町7番5号	16	平成7年2月21日	平成7年3月20日	〃
	8	朝日ヶ丘広場	朝日ヶ丘町4番3号	8	平成7年2月23日	〃	〃
	3次建設 小計				315		
	9	県立芦屋南高等学校	新浜町1番2号	39	平成7年2月16日	平成7年4月7日	平成7年4月10日
	10	市立芦屋高等学校	観谷9番	71	〃	平成7年4月8日	平成7年4月11日
11	山手中学校	三条町39番6号	55	〃	〃	〃	
12	精道中学校	南宮町9番20号	70	〃	〃	〃	
13	潮見中学校	潮見町20番2号	200	〃	〃	〃	
14	潮見小学校(内用地)	潮見町1番4号	30	〃	〃	〃	
15	浜風小学校(内用地)	浜風町1番1号	17	〃	〃	〃	
16	春日公園	春日町13番13号	11	〃	平成7年4月9日	平成7年4月12日	
17	宮塚公園	宮塚町14番10号	14	〃	〃	〃	
18	南宮公園	南宮町5番12号	14	〃	〃	〃	
19	新浜公園	新浜町3番1号	21	〃	〃	〃	
20	東浜公園	浜風町2番1号	73	〃	〃	〃	
4次	21	浜風北公園	浜風町4番1号	13	〃	〃	〃
	22	浜風東公園	浜風町21番1号	14	〃	〃	〃
	23	浜風南公園	浜風町15番1号	12	〃	〃	〃
	24	西浜公園	潮見町2番1号	45	〃	平成7年4月17日	平成7年4月19日
	25	潮見東公園	潮見町1番1号	10	〃	平成7年4月28日	平成7年4月30日
	26	潮見南公園	潮見町26番6号	12	〃	〃	〃
	27	緑公園	緑町5番1号	16	〃	〃	〃
	28	打出浜公園	浜町8番16号	10	〃	平成7年4月17日	平成7年4月19日
	29	スポーツセンター建設用地	高浜町10番1号(南側)	92	〃	平成7年4月19日	平成7年4月21日
	30	高浜町(芦屋大学グラウンド)	高浜町1番1号	24	〃	平成7年4月25日	平成7年4月27日
	31	山芦屋(市公社用地)	山芦屋町8番1号、9番21号	21	〃	平成7年4月19日	平成7年4月21日
	32	呉川(市公社用地)	呉川町7番1号	4	〃	平成7年4月21日	平成7年4月24日
	33	春日(市公社用地)	春日町3番1号	4	〃	〃	〃
	34	船戸(市公社用地)	船戸町11番12号	8	〃	〃	〃
4次建設 小計				900			
5次	35	松浜公園(ローンテニスコート)	松浜町4番2号	120	平成7年3月25日	平成7年4月27日	平成7年5月1日
	36	六麓荘町(市民農園)	六麓荘町2番9号	27	平成7年3月30日	平成7年4月22日	平成7年4月26日
	37	茶屋之町(市公社用地)	茶屋之町8番19号	6	平成7年3月27日	平成7年4月23日	〃
	38	伊勢町(コープ用地)	伊勢町2番1号	8	平成7年3月28日	〃	〃
	39	中央公園	若葉町1番4号	22	平成7年3月25日	〃	平成7年4月27日
	40	潮見町(コープ用地)	潮見町31番1号	198	平成7年4月10日	平成7年4月30日	平成7年5月10日
	41	浜町(日銀用地)	浜町8番1号	14	平成7年3月25日	平成7年4月24日	平成7年4月26日
	42	呉川町(福祉センター用地)	呉川町14番22号	53	平成7年3月22日	平成7年4月26日	平成7年4月27日
	43	高浜町(芦屋大学グラウンド)	高浜町1番1号	200	平成7年3月25日	平成7年4月29日	平成7年5月8日
	5次建設 小計				648		
要介護者仮設住宅							
5次	44	呉川町(福祉センター用地)	呉川町14番22号	28	平成7年3月22日	平成7年4月26日	平成7年5月2日
	45	高浜町(芦屋大学グラウンド)	高浜町1番1号	112	平成7年3月25日	平成7年4月29日	平成7年5月2日
	5次建設(要介護者仮設住宅) 小計				154		
				合計	2,914戸(旧市街地681、シーサイドタウン2,233)		

0-16 応急仮設住宅建設状況 (資料)『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録'95～'96』

入居者決定まで 第一回募集時の全・半壊は自己申告により行ない、入居の時点までに消防本部の建物被害調査結果により確認し、全・半壊の人を入居資格とした。疑義のある場合は現地調査も行なった。第二回募集以降は、罹災証明書の添付を義務づけた。

入居から退出後までの管理 契約書・誓約書などの提出と交換に鍵渡しを行なった。災害復興住宅などの建設については、平成七から九年度の三か年を予定しており、仮設住宅入居者にも公営住宅の申込受付時には、応募するように指導した。さらに、平成七年十月末に、震災後第一回目の公営住宅空家などの受付を県下統一で行なった。

平成八年二月一日時点の仮設住宅の空きは四〇一戸で、順調な自立が進んだ。本市の場合、仮設住宅への入居資格について「自らの資力で住宅を得ることができない場合」という要件を適用していないため、仮設住宅入居者のなかには相当の収入・資産のある被災者も入居していた。これらの人たちは当然自立再建も早く、当時の退去者の半数は「自宅の再建または修復」で、あとは、民間賃貸住宅の確保が四分の一、公営住宅への入居および身内との同居が四分の一となっている。公営住宅への入居は、災害復興住宅の建設と連動することとなった。

また、職員四人で空家状況のチェックを行ない、ガス・水道などの使用量が不自然な時は、身内や従前の住居への連絡や、文書による警告を行なった。悪質な場合は、契約の解除、鍵交換などを行ない、嚴重な措置をとることにした。なお、鍵の返還があった住宅には「市管理物件」表示を行ない、周囲への注意を喚起した。

要介護者仮設住宅の建設と運営 震災後半月が経った二月初め、県から「要介護者仮設住宅」(ケア付仮設住

宅）を建設するが、その対象者数を把握するようにとの指示が高年福祉課にあった。当時、避難所で介護を要する人の世話は、保健センターの保健婦、福祉公社のヘルパーが中心となっていたので、これらの組織を通じて高齢者・障がい者・病弱者で介助が必要な人の実態の把握を行なった。なお、病弱者の実態については、市民病院から処置を受けたあと、避難所に入った人の数も参考とした。その結果、本市としての対象者数は五〇人と見込むことができた。しかし、県との調整の結果、本市域の「要介護者仮設住宅」は一〇棟一四〇戸（0・16）とすることとなったため、余分の戸数については単身者用として利用することになった。

また一方、宮城県から「要介護者仮設住宅」一棟（一四戸）の寄付の申し入れがあり、呉川町の福祉センター用地に建設することになった。各戸には、六畳一室と一間の押入、専用のトイレと洗面所を確保、キッチン、浴室は共用とした。なお、浴室については、介助を必要とする人を対象としているため、介助できるスペースを確保、浴槽は浅い洋式バスを導入した。

要介護者のケアをするためには、介護の知識・経験を持った人を確保する必要がある。本市では、平成七年四月オープン予定の特別養護老人ホーム「（仮称）あしや喜楽苑」が、施設に大きな損害を受けたため、オープンすることができなくなった。市は法人に対して「要介護者仮設住宅」の運営のため、二四時間、三六五日対応できるように職員の確保を要請し、あわせて県に対してその経費に国から支援が受けられるよう要請した。昼間は一棟に一人、夜間は四棟で二人体制をとり、また、家族や地域ボランティア一五〇人が援助体制を整えた。なお、本市「ケア付き仮設住宅」の運営方法は、北欧のグループホーム方式を取り入れており、高齢社会の住まい

区 分	当初割当戸数	増 減		実割当戸数
		増	減	
芦屋市営	11	0	0	11
兵庫県営	58	0	5	53
大阪府営	40	0	26	14
大阪市営	50	0	41	9
県公社住宅	16	0	0	16
住宅都市整備公団	280	0	159	121
堺市営	47	0	0	47
合 計	502	0	231	271

* 減は、各提供団体への返却戸数

0-17 県営・公社・公団本市割当状況
 (出典)『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録'95～'96』

のあり方として厚生省や建設省などの注目を浴び、災害復興住宅のなかにも共用スペースの導入が具体化した。

二. 市域外の住宅対策

公営や公団住宅などの空家の確保

応急仮設住宅の建設を進める一方、国や県により、被災地内外の公営住宅、公団住宅などの空家が確保されることになり、応急仮設住宅とあわせて募集を行なった。その他、全国の多くの自治体や個人から空家などの提供があった(0・17)が、結果的には、市内および近隣の住宅の希望者が多く、遠隔地への入居は少ないものであった。

第七節 食料品・物資対策活動

一. 食料品・物資の調達・供給

直後の状況と物資の輸送

今回の震災は、当初、被災状況、避難者の

状況を把握するのが困難なほどの大規模なものであった。既に、市役所内に市民が避難しており、ライフラインの寸断、また、交通網も遮断され、市内の道路も倒壊家屋で通行が難しい状況のなか、避難者の飲料水および生活必需品の調達が急務であった。

まず、精道小学校三階にある備蓄生活物資の確認を行なったが、棚が倒れ散乱しており物資を取り出せる状況になかった。また、対応できる備蓄物資が少ないなか、災害対策本部は市内業者から調達することとしたが、市内業者は、ほとんどが閉店状態だった。このため、大型店から物資調達を行なうこととなったが運搬用のトラックの確保、人手の確保など物資の運搬が困難な状況であった。確保した物資は市役所地下一階事務室で確保物資の数量点検を行ない、物資の保管場所である地下二階へ移した。

避難所への物資の搬送は、避難状況にあわせ、ライトバンを使って搬送を行なった。確保した物資は避難者数を確保できる状況になく、均等に分けただけであったため、避難者の大多数には行きわたらなかつた。

震災当日の夜になってから、三田市、猪名川町、日本赤十字社などから水、食料品（おにぎり、パン）、毛布の救援物資が到着し、翌日から一日三食の配食が可能となった。

食料・物資の配送 物資の集積・配送場所については、当初市役所地下駐車場と下水処理場などをあてたが、搬入、搬出の困難、保管スペースの限界などにより、自衛隊の支援を得て、一月三十日県立芦屋南高校へ移した。これによって、完全な在庫管理と物資配送システムが確立された。

食料の配送は自衛隊が行ない、その他の物資の配送を市職員、ボランティアが担当した。物資集積・配送場所

の県立芦屋南高校は六月三十日で閉鎖し、七月十四日をもって撤収した。

避難していない市民への物資などの支給 避難所に避難していない市民に対しては、避難所を通じて物資、

食料などを手渡したほか、物資調達班が二から五月末まで随時、公園や広場で配給（放出）した。

避難所への配食 一月十七日は、市内業者から水、食料を調達した。また、十七、十八日に日本赤十字社を

通じ、近鉄百貨店から食料調達を行なった。救援食料物資については、十七日夜から届きはじめ、三田市、猪名川町ほか県下各市町、奈良県各市町村、京都市、真如苑ほか多数の団体からは継続的となり、最大一日六万食を調達した。一月二十五日から一日三万食体制となり、奈良県各市町村から二万食、京都市から一万食を確保した。

二、し尿処理対策活動

仮設トイレの設置 地震発生後、水道は市内全域で断水状態、家屋の全・半壊も想像以上であり、かつ多く

の避難者が出ていることが判明したので、仮設トイレの設置が急務であると判断し、直ちに仮設トイレ二〇〇基を手配するとともに、県・企業などに提供依頼した。

一月十八日には、既に手配したもののほか、市町村から支援のあったもの、また、企業から提供があったものなどについて、のべ一七六か所、一〇五五基の仮設トイレを設置し、対応した。他市町村からの要員を含めた支援や企業からの仮設トイレの無償貸与の提供などがあったので、市民の要望に応えることができた。

三、防疫環境保全対策活動

震災直後における衛生保持対策

芦屋保健所は、避難所を中心に手指消毒用アルコール製剤、逆性石けん、消毒剤容器を配布し、避難所の世話人などに使用方法などを指導、誤使用防止のためビラで注意を促した。また、①避難所および仮設トイレの自主的な清掃、②消毒剤での手指消毒励行、③使用中の寝具などの自主的な清潔保持、④市対策本部が各避難所に巡回派遣する蒲団乾燥車の積極的な活用を呼びかけた。

仮設トイレと周辺の消毒は、市対策本部および委託した社団法人兵庫県ベストコントロール協会により、芦屋保健所の薬剤提供と、施行手法の指導に沿って一日一回の消毒を撤去まで続けた。また、各トイレには消毒記録表を表示して、使用者に安心感を与えるようにした。

食品衛生への配慮

震災直後から、県内および京都府、奈良県、大阪府下の自治体やボランティアグループなどから一日約三万食以上の炊き込みご飯やおにぎりなどが提供された。真冬のため温かい食事をしてもらうと、温かい状態で提供されるケースもあったが、道路渋滞のなかで八時間以上も搬送に要したり、避難者が長時間保管したりする状況がみられるなど、食中毒の発生が危惧される状態であった。

そこで、芦屋保健所の指導のもとに、物資集積拠点に搬入された時点および避難所などで配布する直前に、必ず検品を行なう体制をとった。避難者などに対しては、「食品を受け取ったらできるだけ早く食べること」、「宵越しのおにぎり、弁当などは廃棄すること」などの注意事項を、ビラなどにより徹底した。

二月五日からは、食品事故発生防止の観点からも大阪の給食会社と契約し、組織的な弁当の納入配布体制を確立した。毎日必要数を各避難所などで確認して、必要最小限の量とし、宵越しの食事の発生を防ぐ努力を続けた。四月一日からは、弁当などの仕入れを市内の三業者に分割し、食品による大規模な事故発生の防止を図るための改善策をとった。

アスベスト対策 震災後、倒壊家屋を対象に吹き付けアスベスト使用の可能性について、県と合同で市内巡回調査を三月と七月に実施した。解体が決定した建物については、解体前にアスベスト除去の専門業者による事前確認をもらい、報告書を提出してもらったほか、請負業者に対して適切な除去工事を行なうよう指導にあたった。また、吹き付けアスベスト除去工事期間中に県と共にアスベスト濃度測定を実施し、測定結果により、レベルが高い場合は業者指導を行なった。そのほか、平成七年九月より小学校（九校）を中心にアスベスト濃度測定を実施するとともに、市内の幼稚園、小・中・高等学校の児童・生徒に防塵マスクを配布した。

四 倒壊家屋などの解体・撤去

倒壊家屋の直後の状況 地震発生後、市内の倒壊家屋や危険家屋が、災害対策本部や、消防本部あるいは建設部に直接入ってくる市民からの通報や警察などからの救助要請、また、市役所近辺の状況から、相当数になることが予想された。一月二十日に災害対策本部が発表した全壊家屋は三五六棟であったが、全市に被害を受けていることから調査が進めばさらに増大することが予想された。特に被害が大きかった国道四三号以北、阪急神戸

線以南の範囲では、木造家屋が重なり合つて倒壊し、道路と宅地の見分けがつかないほどであり、また、鉄筋コンクリート造の一階部分が崩壊している建物や、道路側に傾いているビルなど、地震の大きさを物語っていた。平成十四年十二月二十五日時点で全壊四七二棟、半壊四〇六二棟、一部損壊四七八六棟、その他一八五一棟の合計一万五四二一棟にのぼった。

公費解体・撤去の開始

震災直後は、人命救助・救援活動への要請の声が多かった市民からの通報は、数日後からはほかの要請とともに倒壊家屋の除去や危険家屋の対策に変わりつつあった。一月二十七日、県を通じて、国が今回の被災状況から一日も早く復旧・復興に向け取り組む必要があると判断し、災害廃棄物処理事業として公費解体を決定したとの連絡があり、急きよ、県を中心に被災市町が協議して、全壊・半壊家屋を対象とした公費による解体・撤去・処分を市町ごとに取り組むことを始めた。

本市では、解体・撤去を建設部が、処分を環境部が担当することとなり、災害対策本部に解体班を編成し、一月二十九日には解体工事を日本土木工業協会関西支部（土工協）と芦屋建設事業協同組合（協同組合）に協力を要請した。また、同時に自衛隊が解体に協力することとなって別途協定を締結した。

一方で一月三十一日から解体申し込みの受付を開始することとした。避難所になっていた精道幼稚園の空教室を使用して受付を始めたが、初日の一月三十一日には午前八時から市民が並び始め、一日で予想もしない約二〇〇〇人の申し込み希望者が殺到し、大混乱となった。解体工事に着工できたのは二月中旬となった。以後、市内を数区分に分割し、自衛隊・土工協・協同組合で準備の整ったところから着工していった。

一方、国が公費解体に踏み切った一月二十七日以前に自分で解体した市民が多数あり、各市町でもその被災者への対応について問題になっていた。そこで、厚生省（当時）は自分で解体した市民にも公費補助をするという方針を発表した。県と各市町はその補助の仕方について検討し、それぞれの積算に基づく基準を作成して公費補助することとなった。

本市では、これら自主解体の受付を三月一日から実施した。そのため当初市解体を申し込んだ市民からも切り替える人が続出した。

解体・撤去の進捗状況 自主解体の受付を開始して以来、申請件数は一挙に増加し、平成七年四月三十日時点で災害対策本部が発表した全壊四六六一棟、半壊三九四三棟、計八六〇四棟に対し、解体申込件数は七五三棟に達した。これに対し同日までの解体済件数は、二三六八件で、特にマンションなどの集合住宅の解体については、多くの区分所有者の合意が必要なため難航した。

その後、マンション再建に関する震災特例など多くの対策がとられた結果、少しずつ解体工事が進んだ。平成七年度に完了するという国の方針に沿って未解体家屋が減少したが、なお、多くの市で合意のみられない集合住宅などが残り、国はマンションなどで合意が難しい家屋の解体について、最終的に解体期限を平成八年度末まで二か年延長する方針を発表した。平成十年三月三十一日時点の最終解体棟数は木造四四二五棟、鉄筋コンクリート造六八棟、鉄骨造一三〇棟の合計四六二三件であった。

第八節 二次災害対策活動

一 建築物応急危険度判定

危険度判定実施の経緯 第一段階として、一月十八から二十二日まで、県が目視により明らかな危険建築物を判定し、「立入禁止」の表示を応急的に行なった。

第二段階として、一月二十五日から二月一日までは、すべての共同住宅などの応急危険度判定調査を実施した。調査の実施にあたっては、兵庫県南部建築物応急危険度判定支援本部が応急危険度判定現地調査団を結成し、各市から調査員が派遣された。さらに、支援機関の社団法人日本建築構造技術者協会のボランティア会員による支援を受けた。県職員二人が全般にわたりまとめ、市は支援本部から来援の各市派遣者、支援機関からのボランティアの把握、連絡などを行なった。

共同住宅などとはば並行して、県の指導のもと本市も加わり、応急危険度判定相談所を開設し、戸建住宅の応急危険度判定調査を実施した。(受付は一月二十八日から二月七日に行ない、調査は二月十日まで行なった。)

当初、社団法人兵庫県建築士事務所協会、社団法人新日本建築家協会静岡部会、社団法人静岡県建築士会浜松支部などから支援を受け、二月からは支援会議の社団法人住宅生産団体連合会より大がかりな支援が加わった。県職員三人が、民間団体などの支援による技術者への説明、指導を行なった。市職員一人は、応急危険度判定相

(件)

	木造	鉄骨造	RC造	計
調査済(緑色用紙)	59	108	584	751
要注意(黄色用紙)	49	36	52	137
危険(赤色用紙)	131	34	31	196
計	239	178	667	1,084

0-18 共同住宅などの応急危険度判定結果
(出典)『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録 '95～'96』

(件)

	計
調査済(Aランク)	683
要注意(Bランク)	669
危険(Cランク)	426
危険(不明等)	41
計	1,819

0-19 戸建て住宅の応急危険度判定結果
(出典)『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録 '95～'96』

談所の管理、支援者の受け入れ、要請、判定結果のまとめなどを行なった。さらに、県の要請により県下二市から二人ずつの職員支援があり、相談受付に専従した。

判定調査実施の広報および結果 第一段階の調査実施にあたっては、緊

急のため県と事前協議ができず、調査結果の張り紙に対する市民からの問い合わせによって実状を知る状態であった。第二段階の応急危険度判定調査の実施にあたっては、広報紙「地震災害情報」に二回(一月二十七日、二十九日)掲載したほか、実施初日(二月二十八日)に広報車で知らせた。

判定区分としては、①調査済(「この建物を応急に調査した結果、大きな被災は見当たりません。」、②要注意(「この建物は使用しないでください。この建

この建物に立ち入る場合にも、十分注意してください。」、③危険(「この建物に立ち入らないでください。なお、この建物に立ち入る場合には、建築士に相談し、応急補強措置等を行った後にしてください。」)の三つに区分された。共同住宅などの判定結果を、0・18に、戸建て住宅の判定結果を、0・19に示す。共同住宅で危険と判定されたものが約二〇%、戸建て住宅では危険(不明など)も含むと約二五%にのぼった。

二、宅地応急危険度判定

被災宅地の調査および結果

結果の記述
判定結果
危険度判定
応急危険度判定
宅地の応急危険度判定結果
0.20 宅地の応急危険度判定結果
(出典)『阪神・淡路大震災
録'95～'96』

	大	中	小	計
被害程度	13	29	73	115
緊急度	20	24	71	115

度の被害を受けた箇所の三つに区分された。緊急度についても、①「大」…すぐにでも措置しなければならぬ、②「中」…ある程度の日数は放置しておくことができる。③「小」…ある程度の期間は放置しておくことができる。に三つに区分された。調査結果は、0・20に示すとおりであり、被害程度「大」と判定されたものが、一一・三％にのぼっている。

宅地の被害状況に関する住民対応については、二月六から十五日までの十日間、宅地防災相談所を設け、住民からの相談および現地調査（主に目視調査）を行なった。相談内容としては、①被害状況に対する応急診断、②災害復旧に関する技術的相談、③災害復旧に関する融資制度についてであった。相談件数は一二九件であった。現地調査は、被害の大きさ、緊急度、隣接宅地などへの影響の有無、二次災害の可能性の有無などについて行なった。調査は、県、住宅・都市整備公団、市により、受付・相談四人、現地調査四人の体制で実施した。判定区分としては、①「大」…被災後の状況が原形をとどめないくらい大きな被害を受けた箇所、②「中」…被災後の状況が大と小の中間的な被害を受けた箇所、③「小」…被災後の状況がほとんど影響のない程度

三、土砂災害対策

崩壊箇所との調査と対策

「阪神・淡路大震災における六甲山の土砂災害と対策（建設省近畿地方建設局六甲砂防工事事務所）」および「六甲の豊かな緑を未来に・六甲の治山一九九五」一・一七阪神淡路大震災編（兵庫県六甲治山事務所）」によると、緊急の対策として、建設省六甲砂防工事事務所では一月十七から十九日にヘリコプターからクラックなどの施設の損傷と山腹の崩壊状況の確認を行なうとともに、崩壊箇所についてはピンシートによる被覆など応急措置を実施した。さらに、一月二十二から二十七日には、全国から約二五〇人の応援を得て、神戸市北区・西区の一部を除く六甲山系全域と淡路島全域、約一二〇〇か所の地すべりおよびがけくずれ危険箇所を対象に現地踏査を行なった。

県六甲治山事務所では重要保全対象の裏山、新規の山地災害発生箇所、治山事業の施工地（施設の点検）の調査を実施するとともに、人家に隣接し、特に危険度の高い箇所について、三月二十五日までにピンシートでの被覆、土砂流出防止を図る仮設防護柵の設置、不安定土砂の除去および抑制を図る法切工および土留工を施工した。

警戒避難の整備体制

地震後の最初の降雨については、神戸海洋気象台から、「二十一日夜半から低気圧が通過、二十二日午前をピークに二〇から三〇、所により五〇ミリの大雨、がけ崩れ、浸水の心配。シヨートによる電気事故も予想される」と発表された。このため市災害対策本部は、各戸にブルーシートの配布などを行なうと

ともに、警戒体制をとり、結果的には一〇ミリ程度の降雨にとどまり、幸い大きな被害は発生しなかった。

その後の降雨対策として、二次的な土砂災害に対する警戒避難体制の整備が、県、国、関係市町からなる「兵庫県総合土砂災害対策推進連絡会」により総合的に推進された。地震後、二次災害のおそれのある地域の住民に対する避難勧告を検討する際の警戒・避難基準雨量として、従来の基準雨量の五割で運用することとした。その後、五月の大雨による実際の被害の発生状況から、基準雨量の八割まで戻し、さらに、気象庁が行なう降雨短時間予報値を取り入れて土石流などの発生予測を行なった。自分の住む地域が二次災害の危険地域に該当しているかどうか判断できる「土砂災害危険箇所図」、「六甲山系土石流災害予想図」などを新聞やチラシなどで配布するなどした。従来は市役所で閲覧可能であった資料が、このように新聞などを活用した積極的な広報は初めてであった。

市の警戒体制 二次災害の発生に備え、建設省六甲砂防工事事務所、県西宮土木事務所などの関係機関とともに、土砂災害危険箇所等に係る対策を講じた。緊急対策としては、降雨量が砂防警戒基準に達した時は警戒体制をとり、六甲砂防工事事務所からの警報連絡がありしだい、広報車による避難勧告を実施することとした。大雨注意報が出された時には、現地パトロールのための準備体制を整え、状況判断により現地パトロールを実施し、人家に近い災害危険箇所および土石流の流下想定水路に隣接する危険宅地の状況把握にあたった。

第九節 さまざまな支援

一 自衛隊の支援

自衛隊への災害派遣要請

本市域を管轄する自衛隊は、伊丹市に駐屯する陸上自衛隊第三師団第三六普通科連隊である。

午前六時一〇分頃、助役から消防部および建設部に緊急指示があり、救助救出活動にあたっていたが、救助救出を求める市民が殺到し、救助要請に対処しきれなくなった。このため助役は、消防部に対して自衛隊への災害派遣要請を指示した。これを受けて県および阪神県民局への電話通報にあたったが、発災後の電話もつながらない混乱した状況下で、電話不通のまま時間が経過した。やむなく、伊丹市に駐屯する第三師団第三六普通科連隊への直接通報を試み、午前一一時三〇分頃の災害派遣通報となった。自衛隊にあつては、この時既に、本市の被災状況を偵察するため、連絡幹部が派遣されていた。

自衛隊の来援

自衛隊の本市到着は、一月十七日一二時五二分に連絡幹部（第三六普通科連隊対戦車中隊二人）、一五時四五分に本隊（第三六普通科連隊三中隊六三人）、一六時〇〇分に増援隊（第三六普通科連隊一中隊五五人）の到着となった。到着後、直ちに消防本部室において人命救助活動の打合せ会議を行なったあと、救助活動支援を開始するとともに、市災害対策本部（庁議室）南側のエレベーターホール前に「自衛隊連絡基地本

部」を設置して支援活動を開始した。

自衛隊の到着時は、助資機材および人力が不足する状況下での来援であり、その力強い活動は市民に安心感と活力を与え、また、市が膨大な量の応急対策活動を実施するうえで、自衛隊の存在は大変心強いものであった。以後、自衛隊支援は、市災害対策本部からの支援要請に応じて、四月二十五日までのべ九九日間にわたり、人命救助活動、生活援護活動、応急復旧活動などの支援活動にあたった。

自衛隊による支援状況

自衛隊から受けた支援は、広範にわたり、震災初期の人命救助・捜索活動に始まり、給水車が不足するなかでの給水支援、膨大な救援食料・物資の輸送や配送センター運営の支援、救護所の開設、仮設浴場「ねぶた温泉」などの建設・運営、暖かい炊き出しの支援、手作業で始まった道路啓開、家屋の解体撤去支援、さらに、独居老人等の住宅屋根のシート張りなど多種にわたり、応急活動を迅速、的確に実施するうえで、自衛隊の支援がなければ対応困難であり、自衛隊の支援に負うところが大きかった。

人命救助活動については、本市に來援後、ただちに開始し、家屋倒壊状況の最も激しい市街地中央部一帯の救助救出現場活動にあたった。十九日以降は、市災害対策本部（消防部・建設部）、警察署との合同体制をもって、一月二十二日までの間、要救助者情報をもとにした救助救出活動にあたり、その後、検索活動に移行、一月二十八日に市全域一斉ローラー作戦を行ない人命救助、検索活動を終えた。

人命救助活動には、一月二十日までは、第三六普通科連隊、第三施設大隊および第三特科連隊があたり、一月二十一日以降は、第一〇師団に引き継がれ、六人を生存救出し、五一遺体の収容活動を行なった。遺体輸送支援

についても、一月二十から二十三日にわたって、総数九〇体の遺体を大阪市、京都市、大津市、高槻市、四条畷市などの火葬場へ車両およびヘリコプターで輸送にあたり、遺族に配慮して支援活動にあたった。

給水支援については、一月十八日から第一〇師団（給水支援隊）の来援を受けて開始し、二月二十五日までの間、のべ三七七三トンの給水支援にあたった。

医療支援については、一月十八日に県立芦屋高校校庭に救護所を開設して活動を開始し一月二十二から二十九日までの間は、避難所の巡回診療活動にもあたり、三月十六日の医療支援終了までの間、第二治療隊がのべ一九〇一人の診察治療にあたった。

入浴支援については、ライフラインの途絶および公衆浴場の被災により、入浴施設の設置要請を受けて、一月二十五日から野外浴場設置にあたり、一月二十六日精道小学校に仮設浴場を開設、引き続き二月二日には岩園小学校に開設し、四月二十五日の最後の自衛隊引き上げまでの間、のべ七万七五一八人の入浴支援および運営支援にあたった。支援には主に、第九後方支援連隊および第一〇後方支援連隊があたり、「ねぶた温泉」などの郷土色豊かな「看板・のぼり」を掲げて運営され、市民に安らぎを提供し、親しまれた。

緊急物資輸送支援については、要救助者要請情報処理後の一月二十三日から市災害対策本部の要請を受けて支援にあたり、各避難所への緊急食料、飲料水、生活必需品などの物資輸送にあたるとともに一月二十七日からは給食配布支援活動にあたった。

配送センター支援については、一月三十日に救援物資の一元集積運営のため、県立芦屋南高校に配送センター

が開設されたことに伴い、二月二十日の支援終了までの間、配送センターの運営支援および物資輸送支援にあたった。

応急復旧活動支援の概要

家屋解体撤去支援については、二月九日から四月十二日までの間、主に、北部方面施設支援群および第三七普通科連隊が担当し、のべ七九棟の家屋解体処理にあたった。家屋解体処理にあたっては、隣家および被災者への配慮およびアスベスト対策などを考慮した緻密な作業の連続であったが、被災市民の立場に立って支援活動にあたった。

道路啓開支援については、救助救出活動終了後の一月二十三から二十九日までの間、最も倒壊被害の激しい地区周辺の道路啓開活動にあたり、その後、二月十八日から三月四日まで、全市域を対象とした道路啓開支援活動にあたった。

その他の応急復旧活動支援としては、独居高齢者などの被災住宅屋根のシート張り支援活動を実施し、二月十一から二十一日までの間、のべ一四件の支援を行なったほか、建物応急修復活動、ゴミ処理活動などの支援を行なった。

二、自衛隊以外の支援

各種団体、民間企業の支援

本市における各種団体、民間企業などの応急活動は、六時三〇分に設置された芦屋市災害対策本部からの救護所の設置要請および人命救助措置の支援要請により、芦屋市医師会、芦屋市薬剤

師会および芦屋市建設事業協同組合の支援活動が開始されたが、地域の被害状況から判断して、本市以外の各種団体などへも支援要請を行ない、国公立大学、民間病院、日本赤十字社、医師会などへの支援要請による医療・救護業務をはじめ、刻々と変化する応急対策、復旧業務、被害調査業務および各種相談業務などに支援してもらった。

各種団体および民間企業などからの支援は、本市の応急活動対策、応急復旧活動対策業務に専門的立場から指導、助言をもらいながらの支援であり、応急対策、応急復旧業務を迅速、適切に実施推進できたことは、各種団体および民間企業などの専門ボランティア活動により、なし終えたといっても過言ではなく、防災関係者はもとより、被災市民の心の支えとなった。

日本自治体労働組合総連合などの支援 日本自治体労働組合総連合（自治労連）などの支援については、震災直後の一月二十三日から三月十二日までの間、自治労連中央本部を通じて、各都道府県組織・単組から支援を受け、在宅被災住民の調査をはじめ、救援物資の配布、炊き出し、避難所管理、がれき搬入の監視、義援金支給などの受付業務など、さまざまな分野に従事してもらい、のべ四九五単組から、のべ三〇四四人の支援をもらった。

三、 ボランティア支援

行政の手の行き届かない部分は、ボランティアにカバーしてもらった。また、被災した市民からお礼の手紙も

たくさん届いた。この度の震災時におけるボランティアの受け入れは、本市としても初めてのことであり何かにつけてとまどいがあった。特に本市でのボランティアは行政協調整型として市民から評価を得た。

本市の対応とボランティア委員会の発足

発災直後から、市民有志が自発的に地域の救援活動を開始した。一月十八日に、本部会議においてボランティアの受け入れ体制を整えることを決定したことに伴い、一月十九日に市災害対策本部内にボランティア班が設置され、ボランティアの募集、登録を開始するとともに、庁内の生活文化課相談室を、ボランティアグループに提供した。一月二十一日にボランティアにより「ボランティア委員会」が発足した。

市からの依頼事業については委員会代表とボランティア班長が調整のうえで実施した。代表、マネージャー、リーダーのミーティングには、ボランティア班も参加し、市からの要請は、ボランティア班が窓口となった。

ボランティア委員会の活動

一月二十一から二十四日にボランティア委員会が発足し、救援物資の運搬作業、行政支援、避難所の情報収集などの活動を開始した。一月二十五日から二月末頃には組織としてはほぼ確立し、一日のボランティア動員数は二〇〇から三〇〇人となった。三月六日にはボランティア委員会の活動本部が芦屋公園のプレハブ建物に移転し、宿泊用としてテント村ができた。四月から本格的に応急仮設住宅入居支援を開始、毛布・米・日用品などの救援物資を各戸に手渡した。五月二十一日に事務局を残して活動本部は解散した。

四、義援金

義援金の募集体制

本市における義援金の受け入れは、大震災の発生のニュースを聞き、震災当日からいち早く救援に駆けつけてもらった数多くの自治体、企業、団体および個人から救援物資の提供とともに義援金の申し出があり、秘書課において災害義援金を受け付けることとなった。その後も、大震災であることが報道されることに伴い、その数は日増しに急増していった。

他方、県が平成八年一月二十五日に義援金の募集および公平かつ適正な配分を行なうことを目的に、「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」（以下、募集委員会という。）を設置したので、その後は、本市はその窓口として義援金を受け入れるとともに、既に受け付けていた義援金についても同様の取り扱いとした。

募集委員会の構成は、兵庫県、大阪府、神戸市、津名町（淡路一〇町代表）の四自治体、日本赤十字社兵庫県支部、日本赤十字社大阪府支部、兵庫県共同募金会、兵庫県市長会、兵庫県町村会、兵庫県商工会議所連合会、兵庫県商工会連合会、報道関係一四社でされており、事務局は日本赤十字社兵庫県支部におかれた。

本市における義援金の受入状況 0・21に本市における義援金の受け入れ状況を示す。全国の人たち（企業および団体などを含む。）から本市民のために、次の

（平成8年3月31日現在）

	件数	金額(円)
銀行口座へ振り込まれたもの	1,680	1,038,187,296
郵便局口座へ振り込まれたもの	557	12,283,359
合 計	2,237	1,050,470,655
上記の内、芦屋市への復興寄付金	747	171,598,440

0-21 本市における義援金の受け入れ状況
 （出典）『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録
 '95～'96』

義援金(万円)	死者数(人)	全半壊住宅被害(棟)	摘 要
17,876.830 (平成10年4月 30日現在)	6,434 (兵庫県および 大阪府下)	249,180 (兵庫県および 大阪府下)	義援金は、兵庫県「阪神・淡路大震災の支援復旧状況」による。死者数および全半壊住宅被害は、平成18年消防庁確定報による。(平成18年5月19日現在)兵庫県下の死者数は6402人、兵庫県下の全半壊住宅被害は240,956(棟)

0-22 兵庫県南部地震災害義援金募集委員会における義援金の受け入れ状況

とおり数多くの心温まる義援金をいただいたが、これらは本市への復興寄付金を除き、すべて募集委員会に送金した。義援金の配分については、募集委員会に集まった義援金を募集委員会の決定に基づき、各市町を窓口として被災者に支給された。

募集委員会における義援金の受入状況 都市を襲った大震災で未曾有の被害が発生したこともあり、0・22に示すように多額の義援金の申し込みがあった。平成十五年二月二十八日時点では一七九三億円に達した。(阪神・淡路大震災復旧の状況について「兵庫県」)

第一〇節 災害警備活動

一 芦屋警察署災害警備対策本部の活動

災害警備本部の設置

震災発生直後、芦屋警察署では、署長指揮により宿直勤務員および地域課当直勤務員を含めて災害警備本部を設置し、その直後参集者を組入れて体制強化を図った。設置は平成七年一月十七日午前六時〇〇分に行なわれ、設置場所は芦屋警察署二階大会議室であった。

発生当初の活動概要

一月十七日は、被災者の救出、救護を本災害警備の最重点目標に掲げ、署員をはじめ県内外の応援部隊多数の人員をもって、倒壊家屋からの救出、救護および遺体の収容活動に全力をあげ、生存者の救出や遺体の収容を行なうとともに、道路損壊に伴う通行禁止等各種交通規制を実施した。

十八日は、市、市消防本部、陸上自衛隊と協力して、約千数百人の体制で倒壊家屋からの救助および遺体の収容にあたった。また、午前六時三〇分、東灘署管内におけるガス漏れ事案の発生に伴い、国道四三号打出交差点において迂回誘導を行なうとともに、犯罪予防のため各交番に勤務員を配置しての警戒活動、さらに、パトカーの赤色灯点灯によるパトロールなどを実施した。

十九日は、警察、消防、自衛隊の三者合同による救出、救護活動を継続実施し、生存者三人を救出するとともに六〇余体の遺体を収容した。また、この日から始まった緊急輸送物資搬送のための緊急輸送路の確保と阪神高速道路の倒壊に伴う交通規制および治安対策として部隊による集団パトロールを実施して、犯罪防止に努めた。

救出活動は、二十日に一人を救出した以後は生存者が出なかったことから、倒壊家屋に対する搜索活動や二次災害防止のための各種調査活動を実施するとともに、大量の部隊による集団パトロールを実施し、治安維持のための諸活動を展開した。

二、治安対策の確立

発生当初の治安対策

当署管内は被害が甚大であり、一月十七、十八日の両日は救助活動、遺体の収容、応

援部隊の誘導などにあたった。

十九日には応援部隊が増強されたことから、住民に安心感を与え、また、各種要望などを迅速に把握するため、各交番に勤務員を出勤服姿で配置し、在所警戒、所前立番および二人一組によるパトロールを実施した。

また、パトカーを浜芦屋、岩園の各交番に配置し、J R 神戸線以南と以北に分けた地域の、赤色灯点灯によるパトロールを実施した。

昼間は災害警備活動、夜間は九ブロックに分けた管内の集団パトロールを実施した。地域ふれあいの会および各町自警団と共同による、夜間パトロールも実施した。夜間については、管内住民の警察に対する要望などの把握と被災地の生活情報提供などのために、「芦屋警察署からのお願い」と題したミニ広報紙を避難所および各家庭に配付した。

事件などの検挙状況については、集団パトロールなどの積極的な治安対策の結果、三月までの間に、窃盗、銃刀法違反などを一二件一五人検挙すると共に盗品六件を発見するなど、災害前の治安を維持することができた。

応援パトカーの運用 一月二十二日から三月末まで、八都府県（東京、千葉、長野、京都、大阪、奈良、広島、大分）警察のパトカーの応援派遣を受け、打出、浜芦屋、宮川、業平橋、J R 芦屋駅前、岩園の各交番を拠点としたパトロール並びに倒壊家屋の多い地域、避難所などに対する訪問活動を実施した。

のじぎくパトロール隊の活動 二月十一日から三月末まで、本県および他都府県（京都、愛知、京都、静岡、神奈川、三重、岡山）警察の婦人警察官で編成した「のじぎくパトロール隊」が、被災者の「心のケア」を

重点として、管内の全避難所に対する訪問活動を行ない、女性特有の細やかな気づかいによる避難住民とのふれあい活動を通じて、警察に対する各種要望事項の聴取を行なうなど、警察に対する信頼を大いに高めるとともに、地域安全活動に大きく貢献した。

第一節 交通確保および緊急輸送活動

一、道路の被災・啓開と緊急輸送路の確保

地震直後の道路交通の状況

地震により、阪神間の道路交通の大動脈である阪神高速道路神戸線が、本市と隣接する神戸市東灘区深江地区で倒壊したをはじめ、本市域内でも芦屋出口付近で大きな被害を受けた。これに伴い、車両は残る主要幹線道路である国道二号および四三号に集中したが阪神高速道路の路下にある国道四三号は、高架橋の倒壊などにより通行可能な車線がわずかとなったこともあり、緊急車両の通行にまで大きな支障を与えるほどの渋滞となった。また、国道以外の道路も道路自体の損壊と0・23に示すように沿道建物の倒壊により遮断されるなど、通行可能な道路が少なくなり、さらに、通過車両が流入し



0-23 倒壊した家屋が道をふさぐ

て、市内の至る所で身動きがとれないほどの交通渋滞が発生した。

(主要道路の損壊など)

- ・ 芦屋川右岸線（前田町付近）……………道路決壊（右岸跨線橋は撤去後、仮橋を設置）
- ・ 芦屋川左岸線（業平町付近）……………道路決壊
- ・ 宮川大橋（若葉町）……………橋梁損壊
- ・ 県道奥山く精道（山手町付近）……………道路損壊
- ・ 市道五二四号線（朝日ヶ丘町付近）……………道路損壊
- ・ 芦有道路（奥山以北）……………道路損壊
- ・ 三八通商店街……………家屋倒壊
- ・ 本通商店街……………家屋倒壊

芦屋警察署は、震災直後から数日間、危険な道路の通行禁止および迂回誘導を実施した。震災発生翌日の十八日に、東灘区御影浜町東部第二工区にあるLPGタンク基地でガス漏れが発生したため、緊急車両以外の車両をガス漏れの応急措置が終了するまで国道二号方面に迂回させた。

道路啓開作業

道路啓開作業の初期活動は、人命救助のために行なった倒壊家屋の撤去作業であり、その後、交通確保のために緊急度の高い道路から建設業者および自衛隊の協力を得て啓開作業にあたった。

阪神高速道路の倒壊に伴う通行禁止措置

阪神高速道路三号神戸線の高架橋が、東灘区深江から本市平田北

町の間約五〇〇メートルにわたって、路下の国道四三号東行き車線（北側）に倒壊した。国道四三号の東行き車線は深江から以東が通行不能となり、西行き車線の一車線のみがろうじて通行できる状態であった。このため、国道四三号宮川交差点で西行き車両の通行禁止規制を実施した。

緊急物資輸送路の確保のための通行禁止・制限（第一次交通総量の削減） 震災直後の交通混雑を防止し、

緊急援助物資輸送の迅速化や復旧活動の円滑な実現を図るため、一月十九日から二月二十四日まで災害対策基本法第七六条に基づき、国道二号および同四三号の一般車両の通行が禁止、制限された。

規制にあたっては県外からの応援部隊が常時配置され、芦屋警察署および県下各署の応援部隊により中央寄りの車線を啓開し、緊急車両の優先レーンを確保し、緊急物資輸送ルートに指定した。緊急車両には必要に応じて緊・許・認・廃の標章を交付した。

バス優先レーンの指定 通行不能となった鉄道輸送を補完するため、一月二十二日から国道二号でＪＲ、阪急、阪神の三社の代替バスを運行させることになり、一月二十八日からは国道四三号にバス優先レーンを設けて、直行便を走らせた。バス優先レーンは、ＪＲ、私鉄の駅間復旧に伴い逐次縮小され、三月十三日、市内の優先レーン指定は全面的に解除された。

復興物資輸送車両以外の車両の通行禁止・制限（第二次交通総量の削減） 本格的な復興事業にむけて、復興物資輸送車両の円滑な通行を確保するため、二月二十五日から道路交通法第四条に基づく新たな通行禁止、制限規制が始まった。国道四三号などを「復興物資輸送ルート」、国道二号などを「生活・復興関連物資輸送ルー

ト」に指定し、国道二号の規制区間沿線に車庫、事業所があるなど、社会生活上特に必要がある車両に「除外標章」を交付し、復興物資およびがれきの運搬などに従事する車両には、公安委員会の委任により各自治体、行政機関などが「復興標章」を交付して、午後六時から午後十一時までの間通行を許可した。これを呈示していなければ、通行を禁止し、不要不急のマイカーなどを締め出した。

二、公共交通の被災と復旧

鉄道と代替バスの運行・復旧 市内には阪神間を結ぶＪＲ西日本のＪＲ神戸線、阪急神戸線、阪神本線があるが、いずれも地震により大きな被害を受け、市内はもとより、広範なエリアで不通となった。

路線名	復旧年月日	普通区間
阪急バス	1月17日	不通（市内循環）
	26日	ごく部分的に運行開始（路線外認可）
	2月5日	市内線全面運行（通行止め迂回ルートあり）
	12日	正式ルートによる運行
	3月26日	奥池～有馬開通

0-24 阪急バスの運行状況
 （出典）『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録 '95～'96』

鉄道不通の長期化に対して、ＪＲ・阪急・阪神の各社は、一月二十三日から不通の三宮から西宮間に代替バス運行を開始した。しかし、バス路線も交通渋滞が激しく、通勤には相当の時間を要することとなった。市内の不通区間は、最初に一月十六日に阪神の青木駅から今津駅までが再開した。一月二十五日にはＪＲが大阪までの運行を再開した。しかし三ノ宮（三宮）、神戸方面は被害がひどく、四月一日（ＪＲ）まで再開されなかった。地震発生から約三か月後の四月七日、阪急の夙川駅～岡本駅間の開通により、ようやくすべて解消された。なお、被災地内のすべての

公共交通機関が復旧するのは、八月二十三日の六甲ライナーの全線開通まで半年以上を要することとなった（駅舎崩壊のため通過していた神戸高速鉄道大開駅は、一年後の平成八年一月十七日によりやく再開した）。

市内循環バスの不通と復旧 市内を循環する阪急バスの復旧状況は0・24のとおりである。一月二十六日に運行を開始し、三月二十六日には奥地へ有馬間が開通した。

三三 緊急輸送手段の確保

車両の確保 震災により被災した公用車両は一台であったが、災害直後の救援・復旧活動、物資搬送などに全公用車両を投入しても不足の事態であった。そのため、他市などから災害復旧の人的支援を受ける際にも、車両の支援をあわせて要請した。また、トラック四台、バイク七四台、自転車二二〇台の寄贈があり、応援対策活動を進めるうえで大変有効であった。さらに、民間タクシー協会などから五日間の運転手付き三台の車両および民間から三週間の運転手付き九人乗りタクシー一台の車両の支援があった。それらと並行して、救援物資・食糧搬送については民間委託して車両の確保を図った。

ヘリコプターの利用 被災地内は、至る所で大変な交通渋滞が発生しており、車両による搬送には限界があった。このため、時間との戦いとなる重傷患者の搬送および火葬のための遺体の搬送に、自衛隊のヘリコプターが使われた。

患者の搬送には、本市と近接する神戸市東灘区魚崎浜町にある海上自衛隊阪神基地ヘリポートが利用された。



(右) 0-25 悲しみを新たにした犠牲者合同慰霊祭
(左) 0-26 献花される遺族の方々



平時であれば近い距離であるが、大変な交通渋滞のなかでは、病院からヘリポートへの患者の搬送にも大変苦慮した。遺体の搬送のための自衛隊ヘリコプターの発着には、芦屋市中央公園野球場が使われた。

また、一月三十一日に天皇・皇后両陛下が被災地へのお見舞いのために行幸啓の際と、二月二十六日の合同慰霊祭参列のために、皇太子・同妃両殿下が行啓の際のヘリコプターによる移動には、さくら銀行(当時)芦屋グラウンドが臨時発着場として使われた。

第二二節 合同慰霊祭などの実施

一 合同慰霊祭

まだ生活の不便さや、心の落ち着きをとり戻せない状態は続いていたが、平成七年二月二十六日に大震災による犠牲者の冥福を祈り、哀悼の意を捧げるとともに、復興への決意と市民の防災意識の高揚を図るため、「阪神・淡路大震災芦屋市犠牲者合同慰霊祭」を実施した(0・25・0・26)。当日は午後一時か



(右) 0-27 合同慰霊祭に参列された皇太子・同妃両殿下
(左) 0-28 天皇陛下は、避難生活を送る人たちにお見舞いのお言葉をかけられた

ら五時の予定で県立菅屋南高校の体育館を会場に誰もが参加できるような無宗教形式（香料、供花、供物などお供えは辞退）で犠牲者遺族全員が献花を行った。皇太子・同妃両殿下も参列し、祭壇に献花され、犠牲者の冥福を祈られた（0・27）。約一〇〇〇〇人の市民が参列した。

二．皇室からの被災者お見舞など

平成七年一月三十一日、天皇・皇后両陛下は、阪神・淡路大震災の被災者お見舞いのため、避難所となった市立精道小学校を訪れ、被災者を激励された（0・28）。

第三節 被災者救援活動

一．生活支援対策

罹災証明書の発行

罹災証明書の発行については、一月二十一日に保健福祉部と消防本部で事務調整を行ない、地震による「罹災証明書」は保健福祉

部、火災による「罹災証明書」は消防本部が担当することとし、建物被害調査事務は消防本部が行ない、その結果を基に「罹災証明書」を発行することとした。震災初動時の人命救助活動がほぼ終了した直後から、市民が早期の「罹災証明書」の発行を求め、その対応を迫られたため、一月二十三日から被災者の自己申告による「(仮)罹災証明書」の発行手続きを行ない、消防本部の建物被害調査結果を受けて、二月二十日から、罹災証明書の正式発行事務を開始した。

建物被害調査の実施にあたっては、「災害の被害認定基準の統一について」(昭和四十三年結審第一一五号)の統一基準をもとに、市全域の家屋を建物外部からの目視により調査を実施した。調査の実施、市建設部から建築士などの協力応援を依頼するとともに、共同住宅等耐火建築物の建物被害調査にあたっては、阪神県民局へ指導協力を要請し、助言を得ながら実施した。

さらに、今回の地震による被害認定に際しては、国の統一基準では具体的判断基準が不明確な地盤の変動等による傾斜家屋の被害判断基準および主要構造部として取り扱う範囲の特定が困難な建築物が存在しており、これらの建物被害判定にあたっては、損壊建物全般にわたる実態把握に、専門的立場からの調査判定基準、調査方法などを定める必要が生じたため、東京大学生産技術研究所および大阪府建築士会に協力を要請し、市関係者を含めた体制で「芦屋市家屋被害判定検討委員会」を設置し、家屋被害認定の判断基準となる被災度区分判定基準等を定めて実施した。建物被災状況の調査結果は0・3に示すとおりであった。

義援金などの支給

全国から寄せられた義援金は、平成七年一月二十五日に設置された募集委員会にとりま

とめられ、義援金の配分額、対象者などが決められた。

募集委員会の義援金配分の基本的な考え方は次のとおりであった。

- ① 義援金は災害の見舞金であって個人補償金ではない
- ② 被災者が膨大な数であるために対象者を絞り込んで配分せざるを得ない
- ③ このため、特に被害が大きかった人や教育、住宅などに支援を必要とする人を優先対象とする

この方針に基づき、第一次の義援金が配分されることとなった。第一次の義援金の支給にあわせて兵庫県災害援護金も支給した。

災害義援金第二次配分の支給 災害義援金第一次配分の支給に続き、第二次配分の支給を行なった。第二次

配分の支給とあわせ、重傷者見舞金の支給を受ける人については、震災に起因する負傷により一か月以上の医師の治療を要した人に支給される兵庫県援護金（支給額一万円）も同時に支給した。

また震災により住居が全壊（焼）、半壊（焼）した人で高齢者、生活保護世帯など（重複受給はできない）に一世帯あたり三〇万円の要援護家庭激励金を支給した。

震災により住宅が全壊（焼）、半壊（焼）した児童・生徒に対して教育助成金（教科書購入費助成・新入生助成）を支給した。

災害義援金第二次配分追加分の支給

- (1) 住宅助成 追加分として、震災により住居が半壊（焼）・全壊（焼）した被災者に、所得によって一定

の規制はあるが、持ち家修繕および民間賃貸住宅入居のための費用の一部を助成した。ただし、増築、改築は対象とならない。支給額は一件あたり三〇万円である。

(2)被災児童特別教育資金　震災により、両親または父母のいずれかを失った被災児童に対し、被災児童の教育環境を著しく低下させないため、支給対象児童の親または後見人を受給者として被災児童特別教育資金を支給した。支給は一人あたり一〇〇万円を一括または分割で支給した。

芦屋市災害弔慰金の支給　震災により死亡した人の遺族（ただし、兄弟姉妹には支給されない）に対し、芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき災害弔慰金を支給した。支給額は死亡者が死亡当時、その遺族の生計を主として維持していた場合は五〇〇万円とし、そのほかは二五〇万円であった。

芦屋市災害障害見舞金の支給　震災により負傷し、または疾病にかかり、治った時に精神または身体に重度の障がいがある人に対し、芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき災害障害見舞金を支給した。支給額は負傷または疾病時に、世帯の生計を維持していた場合は二五〇万円、そのほかは一二五万円であった。

これら以外にも被害を受けた世帯を対象に、芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害援護資金の貸付や義援金（生活支援金）の第三次支給などが行なわれた。

二、国民健康保険の減免と国民年金の免除

平成六年度および平成七年度保険料については、国により減免基準が示されたが、被害の甚大さを考慮して、

本市独自に震災に係る特別減免措置を行なった。震災に伴う特例措置として国民年金保険料の申請免除も実施された。期間は平成七年十二月から平成八年三月分で、納付済分についても請求があれば保険料を還付した。免除率は平成六年十二月から平成八年三月分までとした。また県全域および大阪府の一部地域であれば、指定外郵便局でも年金の受け取りができるようになった。

三、税の減免

国税、県税の減免および徴収猶予

国税の減免については、震災で住宅や家財などに損害を受けた時は、確定申告で有利な方法を選ぶことによつて、所得税の全部、または一部を軽減することができた。さらに土地譲渡所得税の特例等と登録免許税の免除が実施された。また、震災により相当の損失を受けた場合、納税の猶予を受けることもできた。そのほかの税金などでも（法人税法人の消費税、源泉所得税、相続税、贈与税、酒税、法定調書提出ほか）申告の期限延長が認められた。

県税についても個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税、個人市・県民税、固定資産税・都市計画税で減免や徴収猶予の措置を行なった。

第一四節 住宅支援対策

一．公的賃貸住宅の早期・大量供給

公的賃貸住宅の供給方針

震災により被害を受けた住宅の復興を早期に図るため、「芦屋市住宅復興基本計画」において「緊急三カ年公共住宅供給計画」を策定し、新たに災害公営住宅の供給として六棟五四七戸、被災した住宅（二棟）六二戸の再建、立替四四戸の計六五三戸を建設した。

さらに芦屋市特定優良賃貸住宅制度を設けて、民間所有土地などにおいて建設する賃貸住宅一四六戸を、被災した中間所得者に供給した。また、住宅市街地総合整備事業により従前居住者用住宅を、一一五戸程度供給した。

二．住宅再建・修理の支援や芦屋総合住宅相談所の開設

芦屋市災害復興住宅特別融資制度の創設と芦屋総合住宅相談所の開設

被災した個人住宅の早期再建などを促進するため、住宅建設、購入、修理などにかかる低利資金を、金融機関にあっせんする融資制度を設けた。また、被災者の住宅復興にかかる諸問題についての相談と各種の情報提供などによる支援を県・市で行なう芦屋総合住宅相談所を開設した。

その他の住宅支援制度 その他として、民間賃貸住宅家賃負担軽減制度、隣地買い増し宅地規模拡大支援事業、高齢者住宅再建支援事業補助制度、既成宅地防災工事資金融資斡旋制度、被災宅地二次災害防止対策事業補助金制度などがあつた。

三、マンション建替への対応

本市においても多くのマンションが被害を受けた。これらのマンションは多数の住民の生活基盤となつており、その再建を円滑に進めることが、市街地の復興の緊急課題であつた。

再建に際しての問題点は、複雑多岐にわたるが、大きく分けると規制面と資金面であつた。行政の支援策としては次の各制度などが設けられた。

- (1) 規制面での支援策
 - ① 震災復興型総合設計、中高層住宅復興総合設計、低層住宅復興総合設計、② 芦屋市高度地区の特例許可、③ 建築基準法等の各種許可制度および指導要綱の弾力的運用
- (2) 資金（技術）面での支援策
 - ① 芦屋市優良建築物等整備事業補助制度、② 芦屋市被災共同住宅再建支援事業助成要綱、③ 復興まちづくり支援事業

第一五節 中小企業者への支援対策

一. 新たな災害復旧資金融資制度の創設

これまでの芦屋市中小企業融資制度に、新たに災害復旧資金融資制度を盛り込み、低利・長期の貸付を実施した。また、当該貸付においては利子補給に代えて、融資金額五〇〇万円以下について、信用保証料を市負担とし、利用者の負担の軽減を図った。

二. 補助制度による助成

商業者の団体（五人以上）が共同で仮設店舗を設置する事業に対し、その設置に必要な資金の一部を助成する。芦屋市商業共同施設災害復旧補助金や被災した商業者の団体が、共同施設（街路灯、アーケードなど）を設置する場合、設置費用の一部を助成する芦屋市商業共同施設補助金などが実施された。さらに地域経済の交流拠点である商工会館の復旧を補助することにより、地域経済の振興を図るため芦屋市商工会館復旧事業補助金助成した。

第一六節 復興への歩み

一．震災復興本部の設置

阪神・淡路大震災から芦屋の都市基盤を早急に復旧し、市民生活の安定と都市機能を回復し、安全で快適な災害に強いまちづくりを進め、緑豊かな「国際文化住宅都市・芦屋」の総合的な復興を図るため、本部長を市長とした芦屋市震災復興本部を平成七年二月八日に設置した。

また平成七年三月二十八日には、震災復興事業としての市街地の緊急整備を円滑に推進し、安全かつ快適で災害に強い緑豊かな「国際文化住宅都市・芦屋」の市街地形成を誘導することを目的とした「芦屋市震災復興緊急整備条例」を制定した。

二．震災復興計画の策定

総合的な震災復興計画を策定するため、平成七年三月十一日「芦屋市震災復興計画検討委員会」を設置した。ここでは、大震災による教訓を活かし、①快適で安全なまち、②自然と共生するまち、③人々のふれ合いと文化豊かなまちをめざして復興に取り組むことを基本理念とした。

まちづくりの目標は次のとおりである（0・29）。

(1) 魅力ある芦屋のまちづくり

① 芦屋らしさの再生と創生

・ 芦屋らしさの再生と市民文化の復興　芦屋らしさは、気候温和、交通の利便性、両岸に松や桜並木を配した芦屋川、花と緑があふれるまちなみ、閑静な住宅のたたずまい等や、そこに住む人々の高い文化性によって育まれてきたものである。被災したこれらの芦屋らしさを早急に復興するとともに、特に被害の大きかった中心市街地の復興にあたっては、地域に応じた個性豊かな芦屋らしさの再生をめざす。

・ 芦屋らしい住環境と景観の復興　被災した住宅の建替や補修、共同・協調化にあたっては、地域の公園・道路等の生活基盤の整備状況を考慮しつつ、質の高い住宅やそれぞれの地域にふさわしい住環境づくりを誘導・支援するとともに、新しい芦屋の景観の創出につながる誘導策を実施する。

・ 全市公園化構想の承継と発展　復興にあたっては、自然環境豊かな住宅環境の向上に努めるとともに、海岸や河川を親水性豊かな空間として整備し、市街地においても道路のモール化や公共空間の積極的な拡大を図り、震災前にも増して自然環境豊かなまちとして整備を図る。

② 芦屋の新たな魅力ある都市空間と都市機能の創出

・ 自然環境豊かで个性的な都市軸の創出　本市は南北に長い市街地形状になっており、東西に鉄道や広域幹線道路が発達しているが、今後は新たな都市間道路交通網の整備をはじめ、生活循環軸のネットワークの向上を図る。また、地域間のコミュニティ交流の活発化を図るために、市街地を巡りながら地域

間を結びつける「生活循環軸」と、芦屋川、宮川、東部の三つの「緑地文化軸」を、自然環境豊かで個性的な都市空間と都市機能を有した都市軸として整備する。そのなかでも、将来の都市の骨格として南北に長いコミュニティを結ぶための生活循環軸の基軸となる「東部都市軸」と、「芦屋川緑地文化軸」と一体となった「西部都市軸」を本市の主たる都市軸として位置づけ、まちづくりを進める。

・新たな魅力あふれる地域中心核と地域核の形成 地域毎の商業・文化を担っているJR芦屋駅、阪神打出駅周辺等の地域核を復興しつつ、JR芦屋駅と阪神芦屋駅をつなぐ地区やその周辺部は、固有の自然、歴史的・文化的伝統の発掘に努めるとともに、防災面への配慮をしながら、既存の商業、業務などの機能に加えて、文化・芸術などの本市の「顔」となる新しい都市機能を備えた、憩いと活気のある地域中心核として形成を図る。

・南芦屋浜における新たな魅力あるまちづくり 南芦屋浜においては、民間活力などの導入を図りながら、新たな防災モデル都市の形成をめざし、芦屋にふさわしい都市型産業の誘致にも配慮して、ウォーターフロントを活かした文化・海洋性レクリエーション機能および防災拠点機能をあわせ持った魅力ある住宅都市を建設する。

(2) 快適で安全なまちづくり

① 快適な環境の創出

市民が快適で安心して住み、憩い、働くことができる環境を創出するため、「芦屋市都市景観形成基本計

画」「芦屋市緑化推進基本計画」「芦屋市環境計画」などに基づき、緑や自然のあふれる憩いの空間や良好な住宅地の整備などを図る。

②安全なまちへの環境整備

・災害への対応　地震、火災、津波、台風、がけくずれ、地すべり、水害等の災害に対して多角的な観点から防災機能を強化したまちづくりを行なうため、自然の地形を考慮しながら、防災計画の新たな検討を行なう。

・安全なライフラインの整備　災害時の被害を最小限に抑えることができるライフライン（水道、下水道、電気、ガス）、情報・通信システムの整備を図る。

・防災緑地軸の整備　芦屋川、宮川、東部の三つの「緑地文化軸」などを平常時における市民のための快適なレクリエーション空間として創出するとともに、山際緑地核や海際緑地核の広域避難地などを結ぶ防災緑地軸として整備を図る。

・防災生活圏の形成　小学校区を単位として、自主防災組織の充実した防災生活圏の形成を図るため、圏内で地域防災拠点、地区防災拠点を整備するとともに、生涯学習活動等のコミュニティ活動を支援することによって、住民相互の交流促進を図り、防災意識の高揚に努める。

・災害発生時の救急・救護活動の充実　生活文化の向上を目的としつつ災害発生時の救急・救護活動にも寄与する情報・通信運営システムや、安心して暮らせる体制づくりとともに災害発生時にも役立つ医

療・福祉運営システム等の整備を図る。

(3) 人と自然環境が共生したまちづくり

① 自然との共生とアメニティの創出

海や川の水、緑、生き物に親しむ自然と共生したまちづくりを行なうとともに、市街地内に水路や井戸を生かした水環境、公園・緑地等の緑環境の創出、緑化の推進を図る。

② 環境共生型の市民文化の形成

・ 自然環境を大切にする市民文化の形成 「芦屋市環境計画」に基づき、市民・事業者・行政が協働して、海や川に親しみ、学ぶ、緑を育てるなど、自然環境との共生を大切にする市民文化の形成をめざす。
・ リサイクル社会の推進 廃棄物の減量化を進めるとともに、有効資源の回収、廃棄物の再生・再利用の促進などの普及・啓発をさらに強化し、災害時にも対応できるリサイクル社会の形成に努める。

③ 環境負荷の軽減

・ 自立・循環型のまちづくり 井戸・雨水等の活用や下水処理水の再生利用など自立・循環型の災害に対応力のあるまちづくりを行なうとともに、省エネ効果の高い都市施設整備など、都市への環境負荷を軽減する。

・ 多様な移動手段の確保 自動車依存の生活を見直し、都市への環境負荷を軽減させるとともに、徒歩や自転車など多様な移動手段を選択できるための歩行者通路や緑道の整備を図る。

(4)福祉が充実したまちづくり

①保健・福祉・医療の充実

・保健・福祉・医療の連携 高齢者や障がい者をはじめ、すべての市民が安心して暮らせる保健・福祉・医療が連携した施設およびシステムの充実を図る。「芦屋すこやか長寿プラン21」に基づき、社会福祉施設などの整備を進めるほか、芦屋ハートフル福祉公社と連携して、在宅福祉を主体に、ボランティアや地域住民等の支援を受けつつ、診療所、かかりつけ医のほか、保健所、病院と連携して、安心して暮らせる体制の整備を図る。

・救急・救助システムの確立 病院・福祉施設の防災機能の強化を図るとともに、救急医療システムや救助システムの確立を図る。

②福祉インフラの充実整備

・自らの健康を自らつくる場の創出 すべての市民が自ら健康をつくり、ふれあい、交流できるスポーツ、レクリエーションの場を創出する。

・バリアフリーの空間づくり 地域のコミュニティ活動の核および防災拠点となる学校教育施設、社会教育施設、福祉施設等の整備を図るとともに、中心市街地や新都市としての南芦屋浜地区においては、高齢者や障がい者に配慮したバリアフリーの空間整備を進める。

・高齢者や障がい者が安心して暮らせる住宅づくり 生涯を通じて安定とゆとりある住生活の空間整備

を確保するため、高齢者や障がい者対応仕様の住宅建設を支援する。

(5)ともに築き助け合うまちづくり

①子どもの「教育環境の人間化」の推進

国際化の時代にふさわしく、早くから芸術・文化、スポーツ、遊びに親しみ、災害によって得られた教訓を生かし、共に生きる豊かな心を育てる教育条件の整備を図る。時代の急激な変化に対して、たくましく主体的に生きていくことのできる人づくりをめざし、家庭、学校、地域の連携を強化し、「地域に開かれた学校」の充実を図る。

②コミュニティの形成促進

・市民文化の育成 芦屋市文化振興財団による芸術文化、まつり協議会の運営による三大まつりなど、市民の文化活動やコミュニティ活動を復興し、また、スポーツ・レクリエーション施設の整備や活動の振興を通じて、市民の復興への意欲を高めるとともに、地域住民の交流や自主的に助け合う防災組織や福祉活動の基盤づくりを進める。

・コミュニティ形成の核となる場の創出 コミュニティの核となる学校教育施設、社会教育施設などを整備し、災害発生時の避難・救援・救護拠点などとして位置づけ、あわせて防災に関する学習や防災訓練など、生涯学習をさらに充実する。

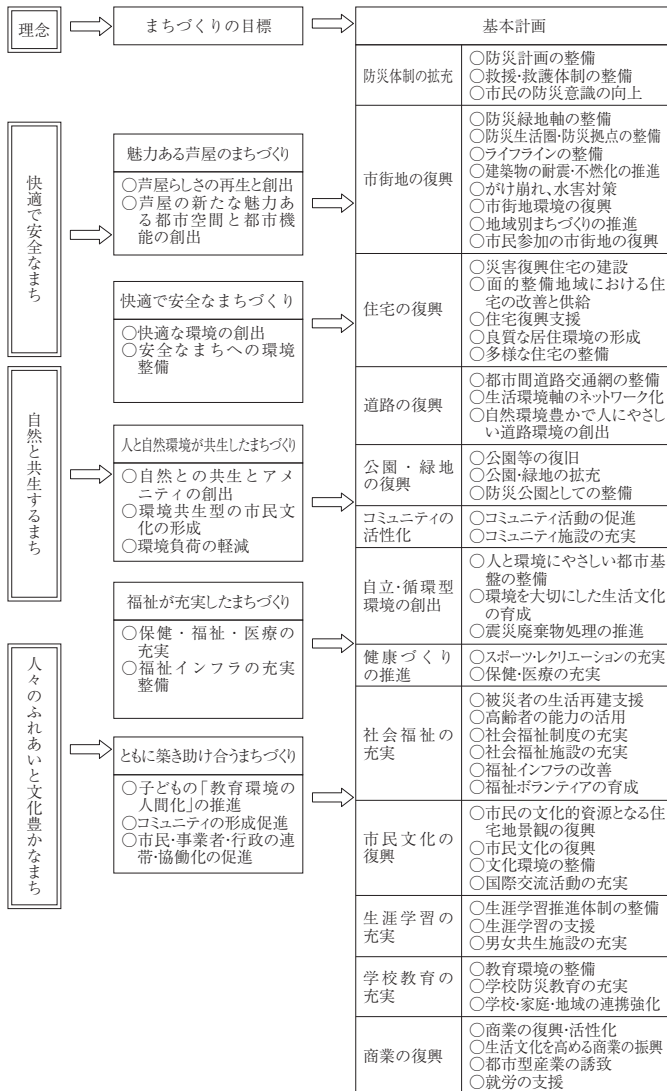
③市民・事業者・行政の連帯・協働化の促進

・助け合い、手を結び人権が尊重されるまちづくり 一人ひとり、地域と地域が自立と参加と連携のコミュニティ理念を認識し、リーダーの養成、ボランティアの育成、組織づくりを見直し、近隣地域とのかわり合いを大切にし、助け合い、手を結び人権が尊重されるまちづくりを進める。

・市民・事業者・行政が協働したまちづくり 市民・事業者・行政が協働して、専門家グループなどの参画も得つつ、芦屋らしいまちづくりを進める。

・近隣都市などとの交流促進 近隣都市、その他広域市町との日常的な文化交流、市民交流の充実を図り、災害時にもその体制が十分に機能するように努める。

・外国人居住環境の整備、国際交流の推進 外国からの訪問者や外国籍の市民にとっても、快適な生活が営めるような生活環境の整備を図るとともに、各種国際交流事業の拠点となる施設の建設を検討し、芦屋市国際交流協会などとの連携を図りながら、外国籍市民への施策の充実と、海外諸都市との交流、貢献のための取り組みを進める。



0-29 基本構想・基本計画の体系 (資料)「芦屋市震災復興計画」